

# 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

みんながつながる 豊かな自然とはぐくみのまち  
～はぐ(育)ハグ(hug)にのみや～



©東京ハイジ/二宮町

令和2年3月  
二宮町



## はじめに

全国的な少子化や核家族化の進行、地域との繋がりの希薄化などにより出産・子育てへの不安や孤立感を持つ子育て世帯が増加傾向にあり、子どもを取り巻く問題は多様化・複雑化しています。

このため、国においては平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、すべての自治体は子育て支援に関する計画を策定することになり、当町においても平成27年度からの5年を1期とした「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定し取り組みを進めてまいりました。

この度、当該計画が終了することに伴い、この計画を引き継ぐものとして「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画も盛り込んだ子どもに関する総合的な計画としています。

「みんながつながる 豊かな自然とはぐくみのまち～はぐ（育）ハグ（hug）にのみや～」を基本理念とし、二宮町の恵まれた自然環境と生活環境を生かし、子どもから高齢者まで、誰もが、人と人とのつながりや支え合いのもとに、地域の中で健康で安心して暮らすことができるよう取り組むと共に、二宮のすべての子ども達とすべての子育て家庭の幸せを願い、環境づくり、支援体制の充実・強化を図ってまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の作成にあたり、ご意見・ご提言をいただきました二宮町子ども・子育て会議の委員の皆様並びにアンケート調査等を通じてご協力いただきました多くの町民の皆様、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

二宮町長 村田 邦子



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の対象 .....	4
3 計画の位置づけ .....	4
4 計画の期間 .....	5
<b>第2章 二宮町の現状</b> .....	<b>9</b>
1 人口および世帯数 .....	9
2 出産・婚姻 .....	12
3 就労の状況 .....	16
4 教育・保育施設等の状況 .....	18
5 子ども・子育てに関するアンケート調査結果 .....	21
6 調査結果からみえる課題・傾向 .....	33
7 二宮町次世代育成支援行動計画進捗状況 .....	34
<b>第3章 基本理念等</b> .....	<b>37</b>
1 基本理念 .....	37
2 基本目標 .....	38
3 計画の施策体系 .....	40
<b>第4章 基本目標ごとの施策の展開（次世代育成支援行動計画）</b> .....	<b>45</b>
基本目標1【みんなで】地域の子育て支援の充実 .....	45
基本目標2【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援 .....	52
基本目標3【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援 .....	57
基本目標4【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備 .....	61
基本目標5【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備 .....	64
基本目標6【いきいき】子育てと仕事の両立の推進 .....	66

## 第5章 子ども・子育て支援の取組み（子ども・子育て支援事業計画）..71

1	教育・保育提供区域の設定 .....	75
2	子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保.....	76
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 .....	79
4	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 .....	87
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	87
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ..	87
7	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携 .....	88
8	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	88

## 第6章 計画の推進体制 .....

91

1	子ども・子育て会議.....	91
2	関係機関との連携.....	91
3	進捗管理.....	91
4	二宮町子ども・子育て会議条例.....	92
5	二宮町子ども・子育て会議委員名簿（平成30年度～令和元年度） .....	93
6	二宮町子ども・子育て会議開催経過.....	95

## 資料編 .....

99

1	子育て支援関連マーク .....	99
2	用語解説.....	100

# 第1章

## 計画策定にあたって

---





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成22年3月に「二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「楽しい子育て 子どもの輝くまち」を基本理念に、子育ての支援、親育ちの支援、仕事と子育ての両立をテーマとし、支援事業の推進に取り組んできました。

家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化、少子化の急速な進行や待機児童の増加に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

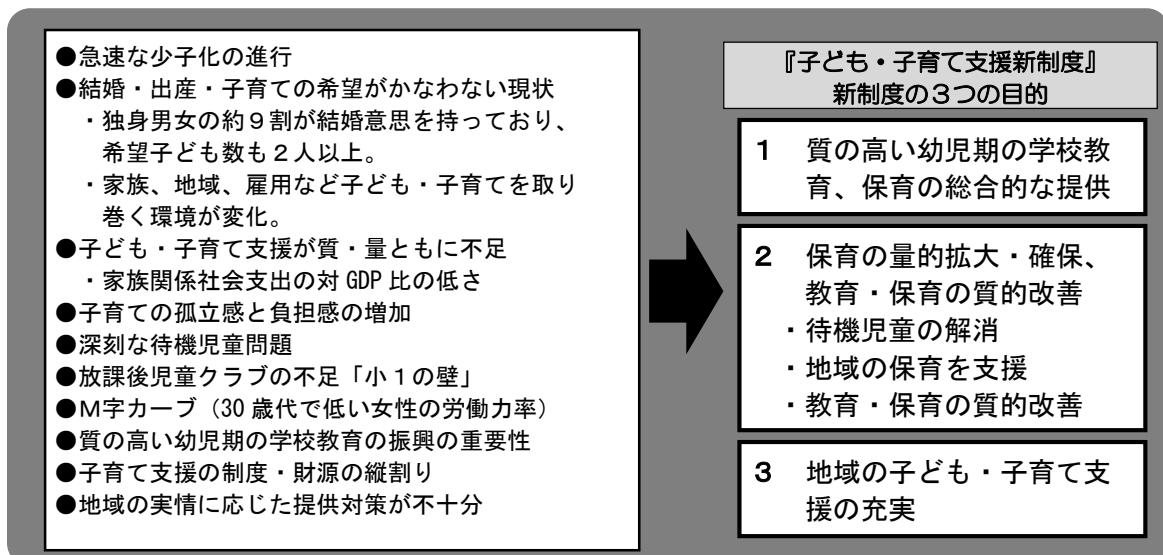
本町においても、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため「二宮町次世代育成支援行動計画」によるこれまでの取組の成果を踏まえて、平成27年3月に「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

国や県における対策が進められる中でも、出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や、待機児童の発生、子どもの貧困など、子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援や多様な機関が連携した対応の必要性が高まっています。

このような現状に対応するため、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援が重要であり、子どもと子育て家庭に対する支援の推進が求められています。また、生まれ育った環境に左右されないよう子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援など、子どもの成長段階に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

### 子育てをめぐる現状と課題（子ども・子育て支援新制度の3つの目的）



資料：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て関連3法について」

## 2 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもたちとその家庭、地域住民、事業者とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

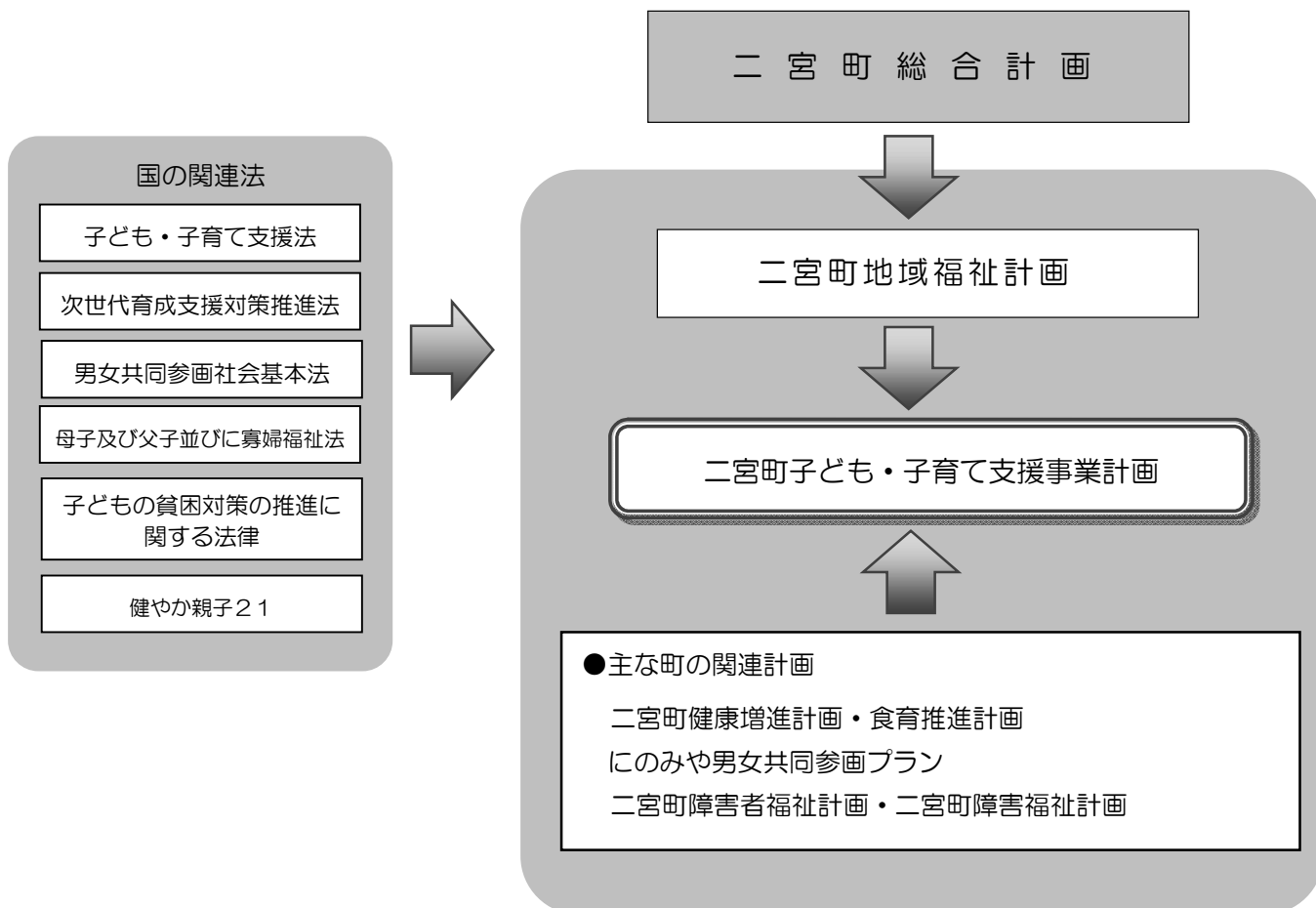
## 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現や、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられます。そのため、「二宮町次世代育成支援行動計画」における事業についても継承・見直しを行い、本町の子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。

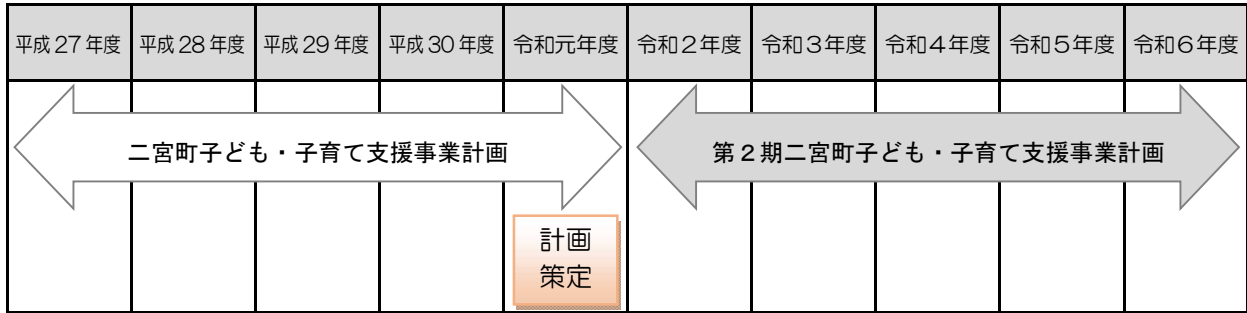
なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「二宮町総合計画」、「二宮町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画等との整合性を持つものとして定めています。

【計画の位置づけ】



## 4 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。





## 第2章

# 二宮町の現状

---



## 第2章 二宮町の現状

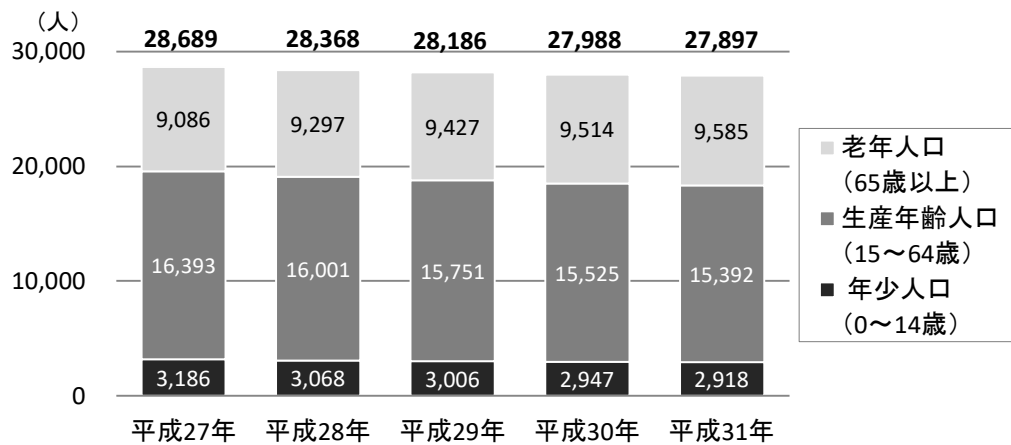
### 1 人口および世帯数

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

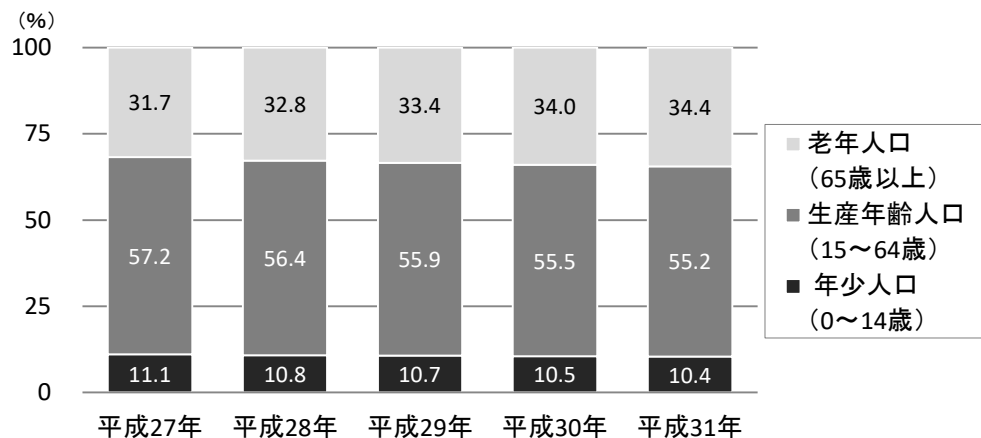
総人口は、平成27年以降、年々減少しています。年少人口および生産年齢人口も同様に減少が続き、平成27年以降の生産年齢人口は60%を下回っており、平成31年には、55.2%となっています。

一方、老年人口は増加しており、平成31年には34.4%となっています。

図表 総人口と年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳が含まれているため年齢3区分別人口の計とは一致しません。

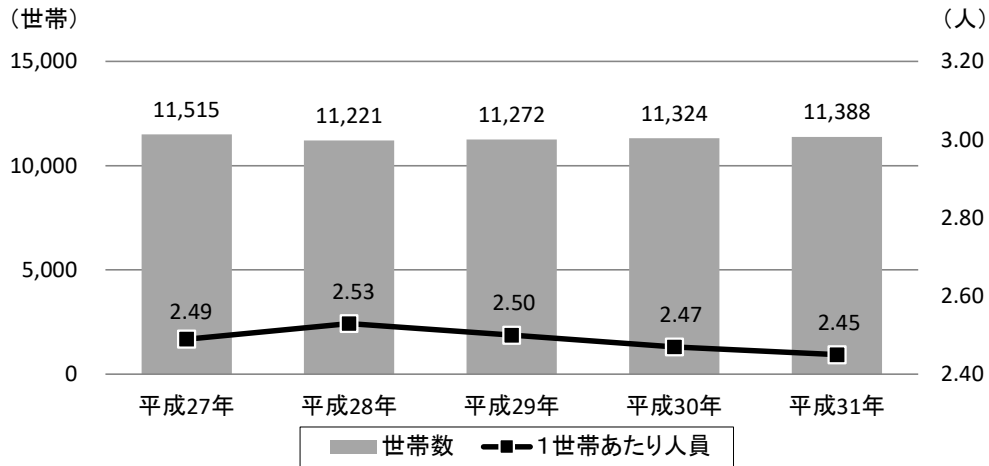


資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

## (2) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は平成27年から平成28年にかけては減少していますが、平成28年以降は増加傾向にあり、平成31年には11,388世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は平成28年以降減少傾向が続いており、平成31年には2.45人となっています。

図表 世帯数および1世帯あたり人員の推移

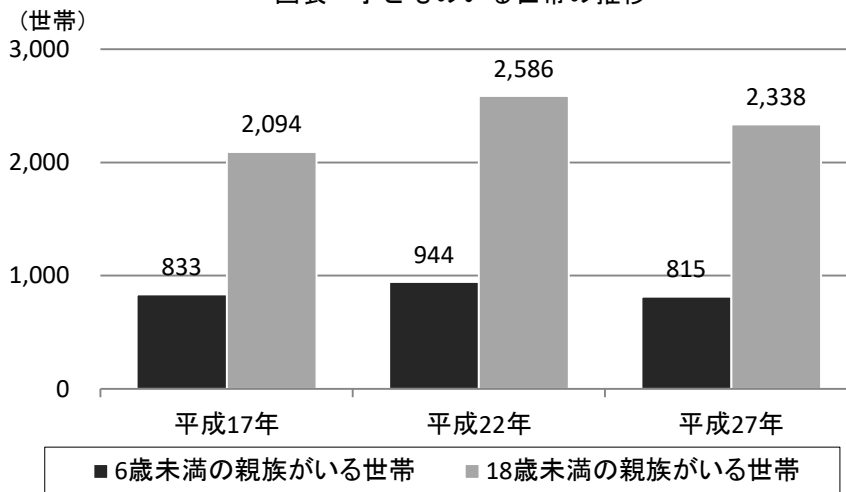


資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

## (3) 子どものいる世帯の推移

6歳未満の親族がいる世帯・18歳未満の親族がいる世帯ともに、平成22年に増加したものの、平成27年には減少に転じています。

図表 子どものいる世帯の推移



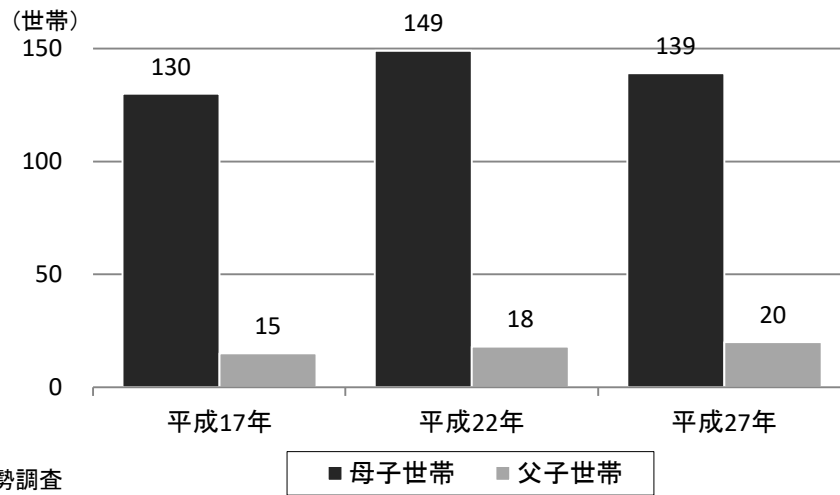
資料：国勢調査



#### (4) ひとり親世帯の推移

母子世帯は平成22年に増加したものの平成27年には減少し139世帯となっており、父子世帯は平成17年以降増加が続くものの、微増傾向にあります。

図表 ひとり親世帯の推移

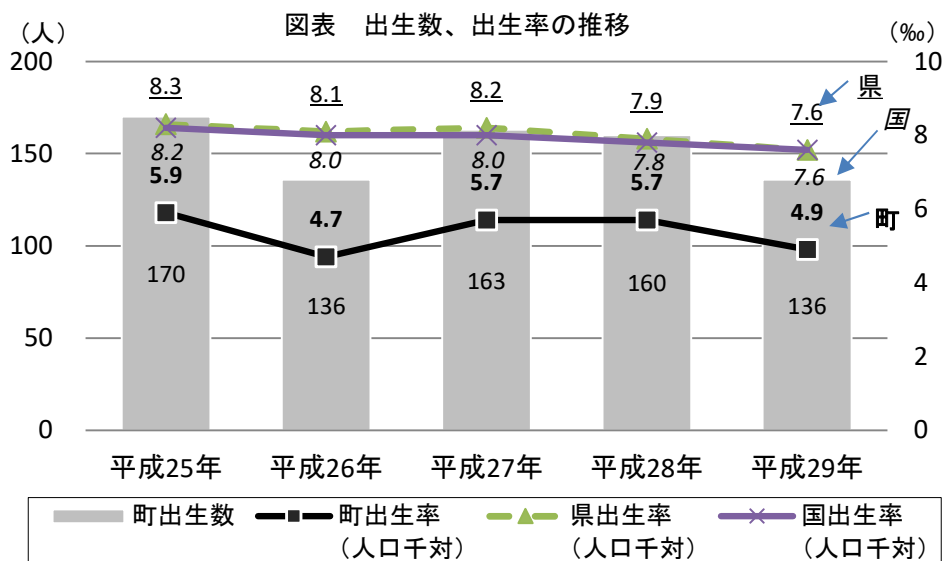


## 2 出産・婚姻

### (1) 出生数、出生率の推移

出生数は、平成27年に163人へ増加しましたが、それ以降減少が続き平成29年には136人となっています。同様に出生率も減少しており、平成29年には4.9‰(パーミル：人口千人あたりの出生率)となっています。

また、二宮町の出生率は、国や県の出生率を下回っています。



資料：神奈川県衛生統計年報

### (2) 母親の平均出産年齢の推移

出生数が最も多い年齢は30～34歳となっています。

図表 母親の平均出産年齢の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	170	136	163	160	136
15歳未満	-	-	-	-	-
15～19歳	-	2	-	2	-
20～24歳	8	9	7	9	10
25～29歳	52	23	45	31	33
30～34歳	53	47	63	65	42
35～39歳	48	44	37	45	40
40～44歳	9	11	10	7	11
45～49歳	-	-	1	1	-

資料：厚生労働省「人口動態調査」

### (3) 未婚率の推移

未婚率は、経年比較をすると男女ともに15歳～19歳、30～34歳を除くすべての年代で増加傾向にあります。

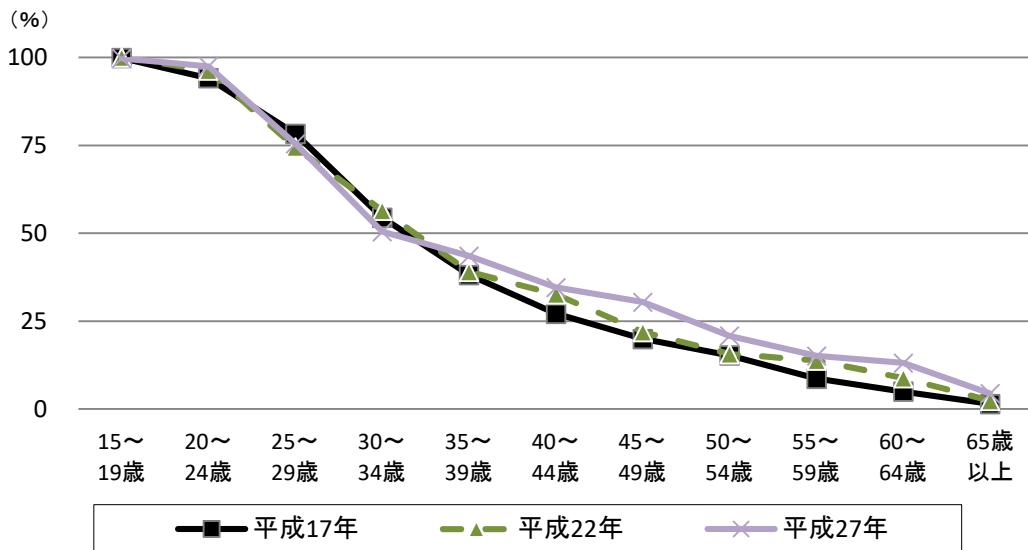
また、男女ともに平成22年から平成27年にかけて、45～49歳の増加率が高く、男性では8.5ポイント、女性では7.2ポイント増加しています。

さらに、国や県と比較すると、男性の35～39歳、女性の25～29歳の未婚率が特に高くなっています。

図表 男性の未婚率の推移

区分	町			県	国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.8	100.0	99.7	98.3	98.6
20～24歳	94.1	96.3	97.5	91.9	90.5
25～29歳	78.3	74.4	75.4	71.9	68.3
30～34歳	54.4	56.4	50.4	47.4	44.7
35～39歳	38.1	39.0	43.5	35.4	33.7
40～44歳	27.1	32.6	34.6	31.2	29.0
45～49歳	19.9	21.9	30.4	26.6	25.1
50～54歳	15.2	15.6	20.8	21.8	20.3
55～59歳	8.6	13.8	15.1	17.6	16.3
60～64歳	4.9	8.8	13.1	15.1	13.3
65歳以上	1.4	2.3	4.4	6.3	5.2

図表 男性の未婚率の推移(町)

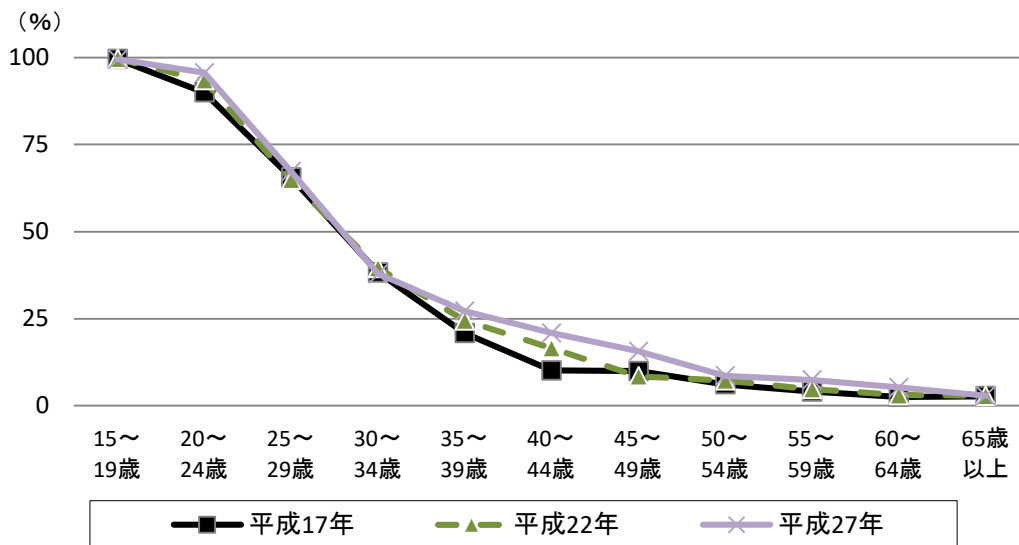


資料：国勢調査

図表 女性の未婚率の推移

区分	町			県	国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	99.6	99.7	99.5	98.7	98.6
20～24 歳	90.0	93.5	95.7	90.3	88.0
25～29 歳	65.6	64.9	67.3	62.4	58.8
30～34 歳	38.3	39.6	37.9	34.5	33.6
35～39 歳	20.9	24.5	27.3	23.3	23.3
40～44 歳	10.2	16.6	21.0	18.9	19.0
45～49 歳	10.0	8.5	15.7	15.4	15.9
50～54 歳	6.2	7.3	8.7	11.8	11.8
55～59 歳	4.1	4.8	7.5	8.6	8.2
60～64 歳	2.6	3.1	5.3	6.4	6.2
65 歳以上	2.8	2.9	2.9	4.4	4.2

図表 女性の未婚率の推移（町）



資料：国勢調査

(4) 婚姻数、離婚数の推移

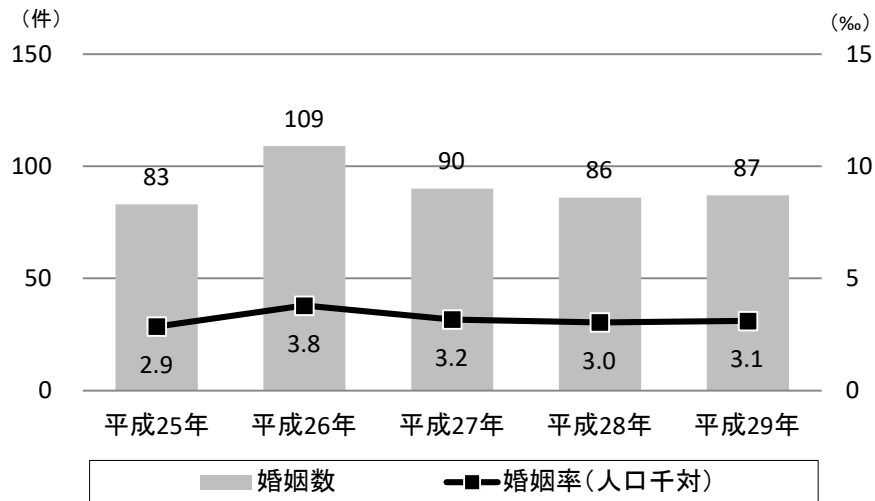
婚姻数、婚姻率の推移は、平成26年に増加したものの平成27年には減少に転じ、以降は横ばいで推移しています。平成29年には婚姻数87件、婚姻率3.1%（パーミル：人口千人あたりの率）となっています。

離婚数、離婚率の推移は、平成27年に増加したものの平成28年からは減少傾向にあります。平成29年には離婚数33件、離婚率1.2%となっています。

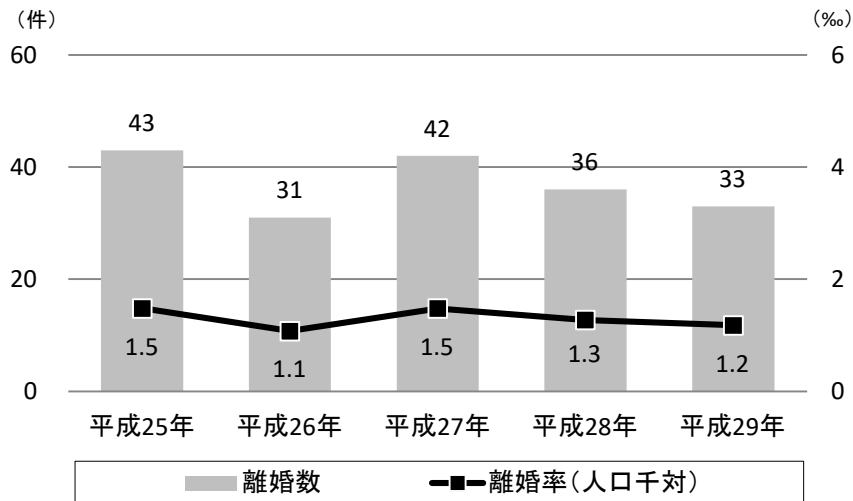
図表 婚姻数、離婚数の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻数	83	109	90	86	87
婚姻率(人口千対)	2.9	3.8	3.2	3.0	3.1
離婚数	43	31	42	36	33
離婚率(人口千対)	1.5	1.1	1.5	1.3	1.2

【婚姻】



【離婚】



資料：神奈川県衛生統計年報

### 3 就労の状況

#### (1) 15歳以上居住者の従業・就業状況

二宮町内に在住している町民の就業・通学地をみると、就業者は12,814人となっています。そのうち、町内で就業している人は3,477人、町外で就業している人は9,188人となっており、県内での就業先は平塚市、小田原市、横浜市でそれぞれ1,000人を超えています。また、県外で最も多いのが東京都の1,344人となっています。

図表 15歳以上居住者の従業・就業状況

区分	計	就業者	通学者
全体	14,299	12,814	1,485
町内で従業・通学	3,723	3,477	246
自宅	1,017	1,017	-
自宅外	2,706	2,460	246
町外で従業・通学	10,411	9,188	1,223
県内	8,434	7,555	879
平塚市	1,631	1,473	158
小田原市	1,635	1,470	165
横浜市	1,226	1,057	169
秦野市	583	546	37
藤沢市	576	495	81
大磯町	472	444	28
中井町	420	419	1
茅ヶ崎市	354	270	84
川崎市	224	209	15
厚木市	218	208	10
その他	1,095	964	131
県外	1,910	1,571	339
東京都	1,643	1,344	299
静岡県	118	95	23
その他	149	132	17

資料：平成27年国勢調査

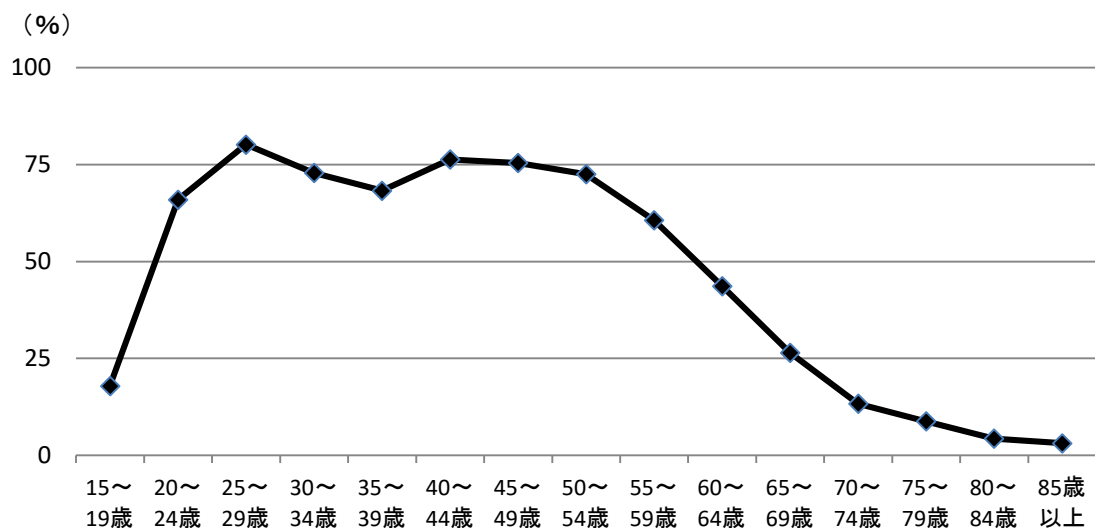
## (2) 女性の労働力率の推移

平成27年の女性の労働力率は、20～24歳、70～74歳、80～84歳を除くすべての年代で平成22年と比べて増加しています。しかし、35～39歳では70%未満となっており、25～29歳の80.1%および40～44歳の76.3%より低く、以前よりも改善傾向にありますが、出産時に仕事を辞めて子育てに専念するため一時的に労働力率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がまだみられます。

図表 女性の労働力率の推移

区分	町			県	国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	17.8	13.4	17.8	17.7	14.7
20～24歳	69.0	68.1	65.9	67.6	69.5
25～29歳	77.4	78.8	80.1	82.2	81.4
30～34歳	62.9	69.3	72.8	70.7	73.5
35～39歳	60.0	65.1	68.3	66.8	72.7
40～44歳	66.4	66.8	76.3	70.1	76.0
45～49歳	64.3	72.4	75.4	73.3	77.9
50～54歳	60.3	64.5	72.5	72.2	76.2
55～59歳	51.7	56.0	60.6	65.2	69.4
60～64歳	32.1	38.5	43.6	48.8	52.1
65～69歳	20.1	22.5	26.4	31.1	33.8
70～74歳	12.0	13.9	13.3	17.9	19.9
75～79歳	7.6	8.2	8.7	9.8	11.6
80～84歳	4.6	4.7	4.3	5.3	6.2
85歳以上	2.3	2.0	3.0	2.4	2.5

図表 女性の労働力率の推移（町 平成27年）



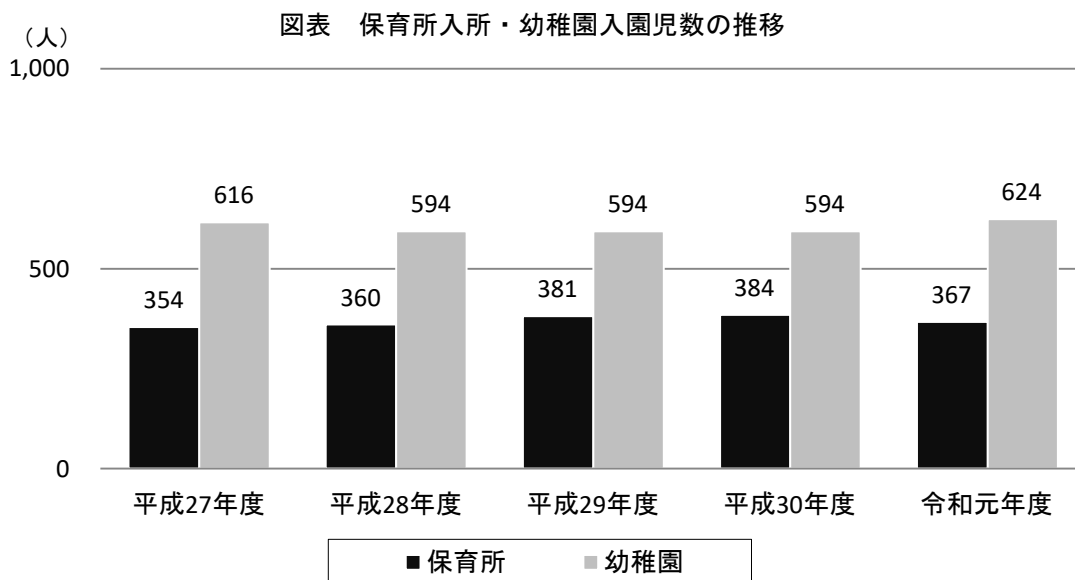
資料：国勢調査

## 4 教育・保育施設等の状況

### (1) 保育所入所・幼稚園入園児数の推移

本町では、保育所5か所（私立4か所・町立1か所）、幼稚園5か所（すべて私立）で、受入れを行っています。

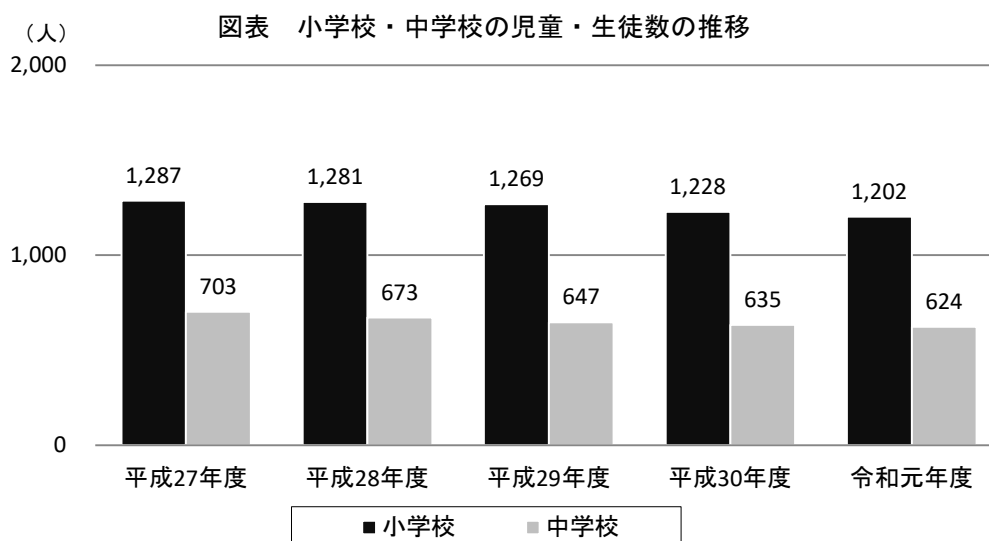
平成27年度以降、保育所の入所児数は増加傾向にありましたが令和元年度に減少し367人となっています。一方、幼稚園の入園児数は増加傾向にあり、令和元年度には624人となっています。



資料：子育て・健康課（保育所各年4月1日、幼稚園各年5月1日）

### (2) 小学校・中学校の児童・生徒数の推移

小学校・中学校の児童・生徒数は減少が続いています。令和元年度には、小学校児童数が1,202人、中学校生徒数が624人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）



(3) 学童保育在籍児童数の推移

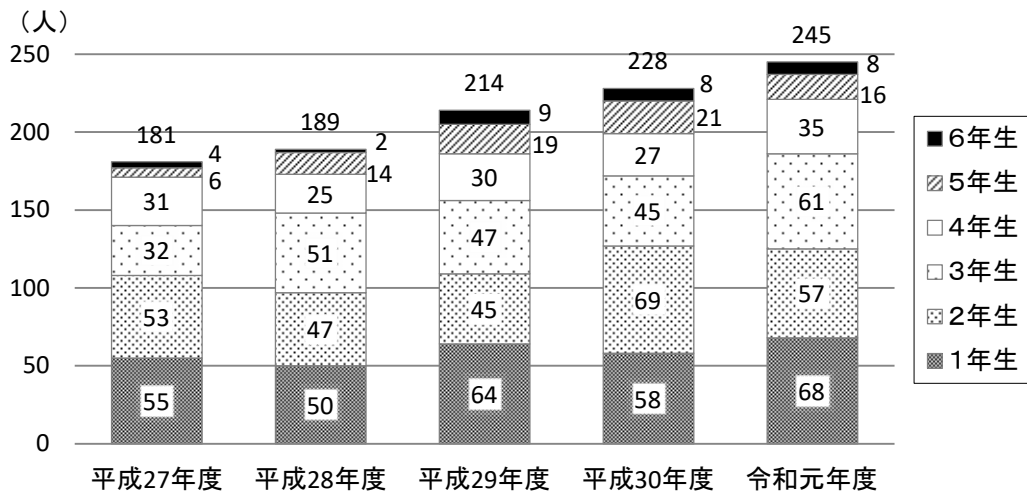
本町では、学童保育を4か所（公設3か所・民設1か所）開設しており、在籍児童数は各学年、年度によって増減していますが、合計人数は増加しています。

令和元年5月1日現在の学童保育における低学年児童数の割合は、75.9%となっています。小学校区別でみると、3区において3割台となっています。

図表 学童保育在籍児童数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生	55	50	64	58	68
2年生	53	47	45	69	57
3年生	32	51	47	45	61
4年生	31	25	30	27	35
5年生	6	14	19	21	16
6年生	4	2	9	8	8
合計	181	189	214	228	245

※令和元年度は5月1日現在の正会員数



資料：子育て・健康課（各年4月1日、令和元年度のみ5月1日）

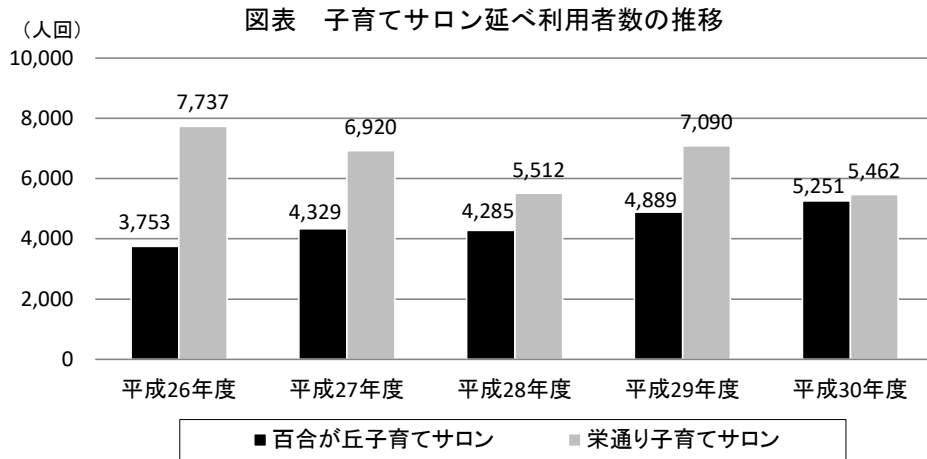
図表 学童保育校区別低学年児童在籍率

対象小学校区	低学年児童数 (1～3年生)	在籍児童数	低学年児童在籍率
二宮小学校	105	328	32.0
一色小学校	28	79	35.4
山西小学校	53	159	33.3
合計	186	566	32.9

資料：子育て・健康課（令和元年5月1日現在）

#### (4) 子育てサロン延べ利用者数の推移

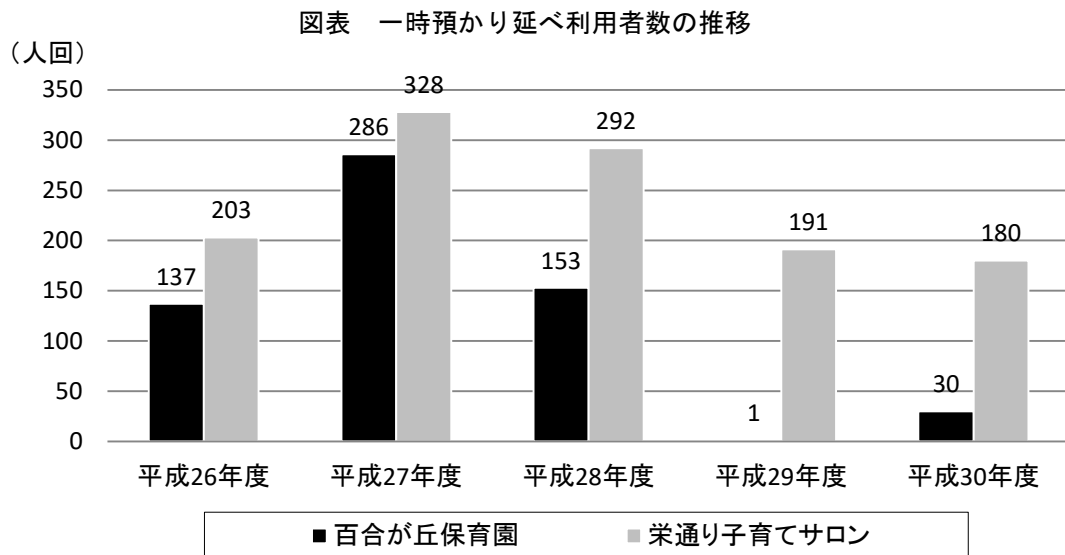
子育てサロンの延べ利用者数は、百合が丘子育てサロンで平成 26 年度以降増加しており、平成 30 年度には 5,251 人（回）の利用がありました。栄通り子育てサロンは平成 29 年度では 7,090 人（回）と利用回数が多いものの、平成 30 年度は 5,462 人（回）となっています。



資料：子育て・健康課

#### (5) 一時預かり延べ利用者数の推移

一時預かりの延べ利用者数は、百合が丘保育園、栄通り子育てサロンともに平成 27 年度より減少傾向にあります。



資料：子育て・健康課

## 5 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

### 1 調査の概要

- ◇調査目的：「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関してする生活実態や要望・意見などを把握するための基礎資料を得るために実施しました。
- ◇調査対象者：就学前調査：町内の就学前のお子さんがある800世帯  
小学生調査：町内の小学生がいる200世帯
- ◇調査期間：平成30年12月14日（金）～12月28日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収（督促を兼ねた礼状を1回発送）
- ◇回収状況：就学前調査／配布数：800件、回収数：512件、回収率64.0%  
小学生調査／配布数：200件、回収数：109件、回収率54.5%

#### 調査結果を見る上での注意事項

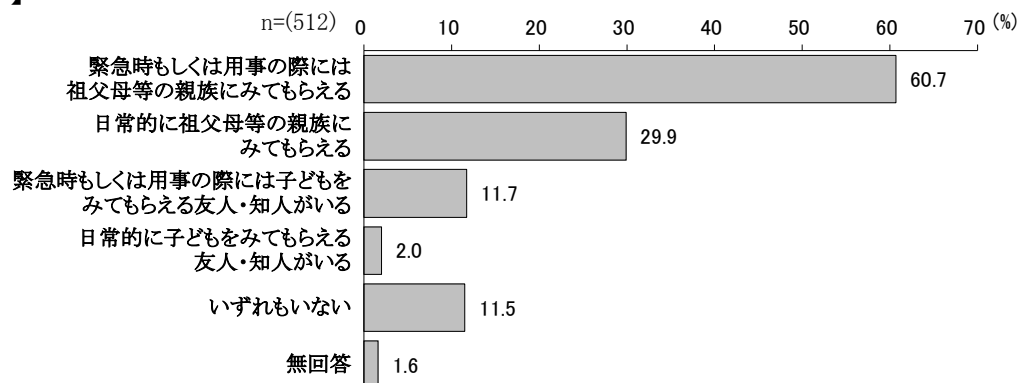
- ・グラフの「n」は、各設問に対する回答者数を示している。
- ・百分率（%）の計算は、「n」を分母とし、小数第2位を四捨五入して表示している。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。

### 2 結果の概要（抜粋）

#### （1）日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

子どもを日常的にみてもらえる親族・知人の有無では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」60.7%が最も高く、以下「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」29.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」11.7%となっています。

#### 【就学前 問7】

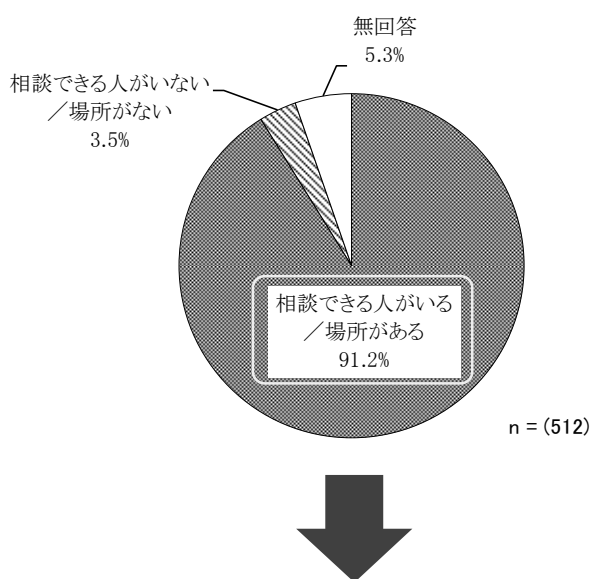


(2) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人及び場所の有無／相談先

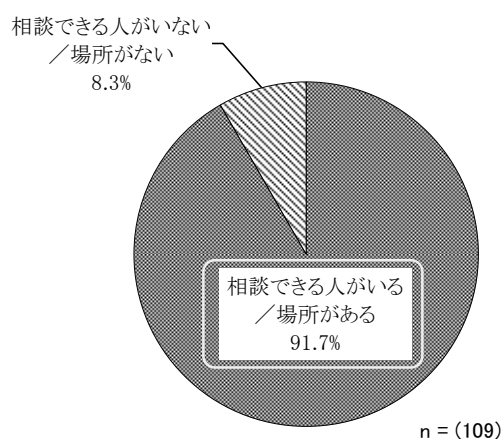
子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人及び場所の有無では、「相談できる人がある／場所がある」が就学前 91.2%、小学生 91.7%、「相談できる人がいない／場所がない」が就学前 3.5%、小学生 8.3%となっています。

子育て（教育を含む）に関する相談先では、就学前は「祖父母等の親族」82.7%が最も高く、以下「友人や知人」76.9%、「保健センター」21.0%となっています。小学生は「友人や知人」85.0%が最も高く、以下「祖父母等の親族」75.0%、「近所の人」17.0%となっています。

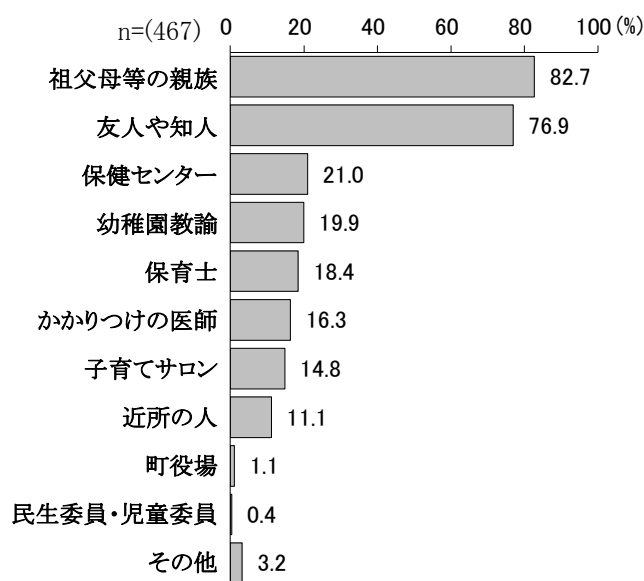
【就学前 問 8】



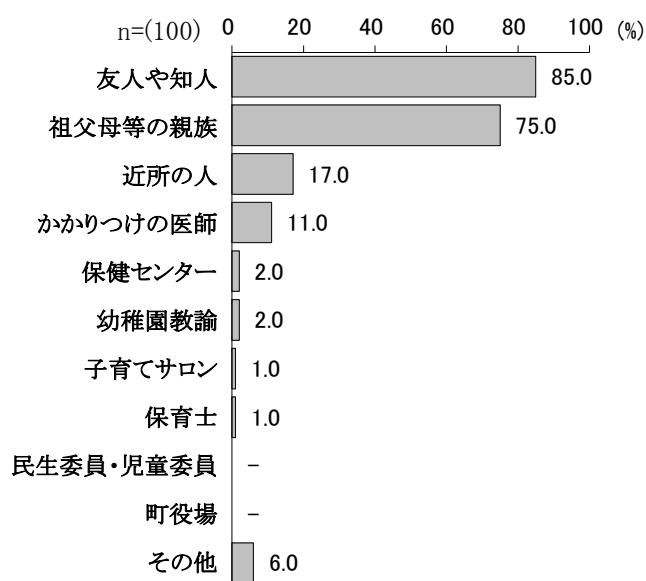
【小学生 問 7】



【就学前 問 8 - 1】



【小学生 問 7 - 1】

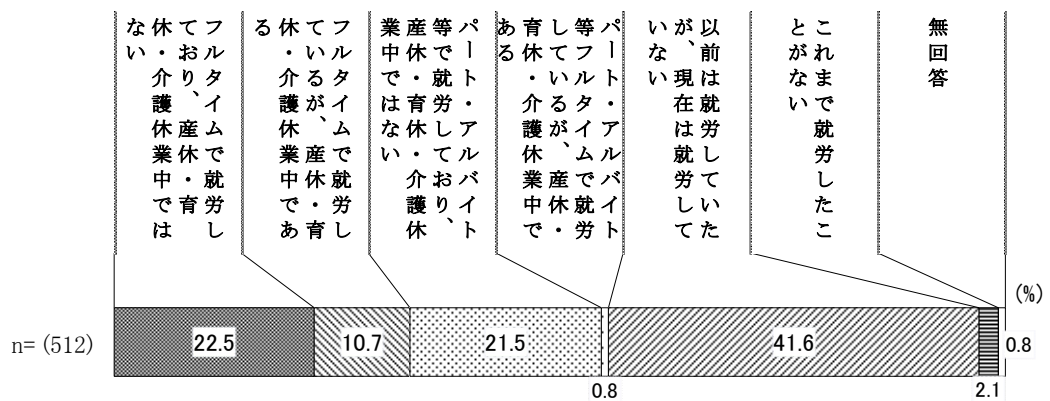


(3) 母親の就労状況

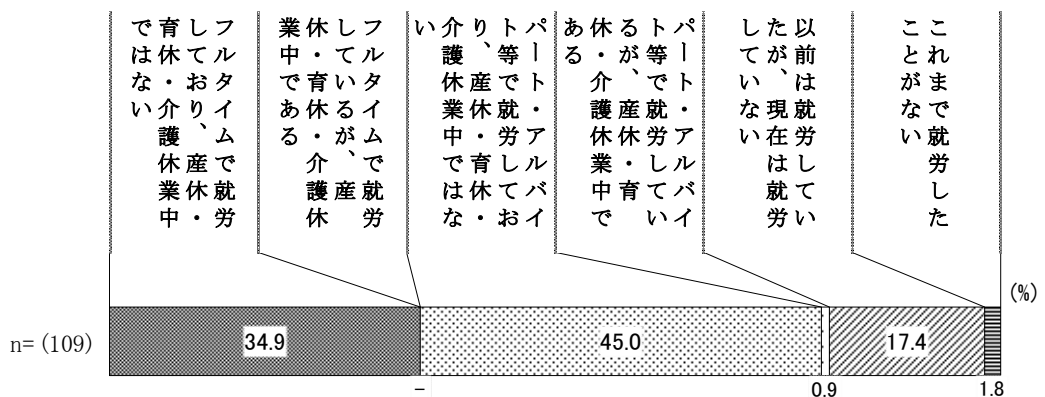
就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」41.6%が最も高く、以下「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」22.5%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」21.5%となっています。

小学生では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」45.0%が最も高く、以下「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」34.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」17.4%となっています。

【就学前 問9】



【小学生 問8】

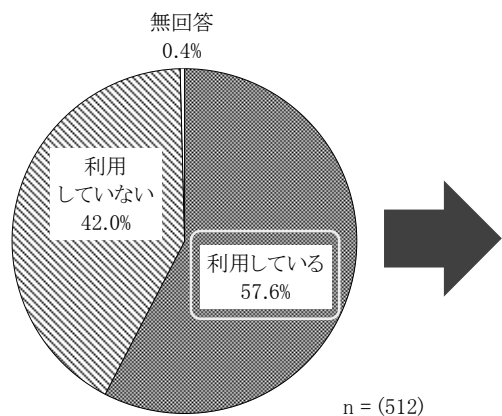


(4) 定期的な教育・保育事業の利用の有無／利用している教育・保育事業

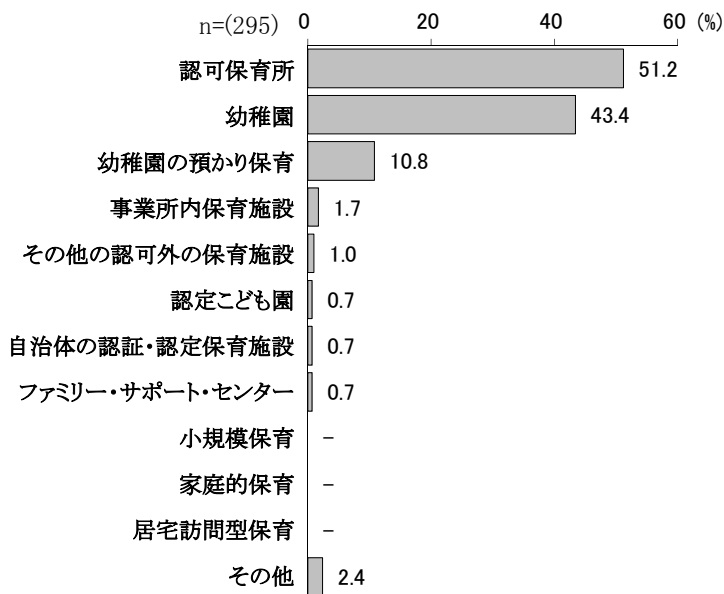
定期的な教育・保育事業の利用の有無では、「利用している」57.6%、「利用していない」42.0%となっています。

平日の教育・保育事業の利用施設では、「認可保育所」51.2%が最も高く、以下「幼稚園」43.4%、「幼稚園の預かり保育」10.8%となっています。

【就学前 問 10】



【就学前 問 10- 1】



(5) 平日の教育・保育事業の利用状況と利用希望

定期的にご利用している教育・保育事業の利用日数では、現在は「1週当たり5日」87.5%が最も高く、希望も「1週当たり5日」62.0%が最も高くなっています。

定期的にご利用している教育・保育事業の利用時間では、現在は「5時間」25.1%が最も高くなっています。希望は「8時間」12.5%が最も高くなっています。

【就学前 問10-2】

◆ 1週当たり

	調査数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
現在	295	0.7	0.3	1.7	2.4	87.5	5.1	-	2.4
希望	295	0.3	0.3	0.7	1.7	62.0	4.7	1.4	28.8

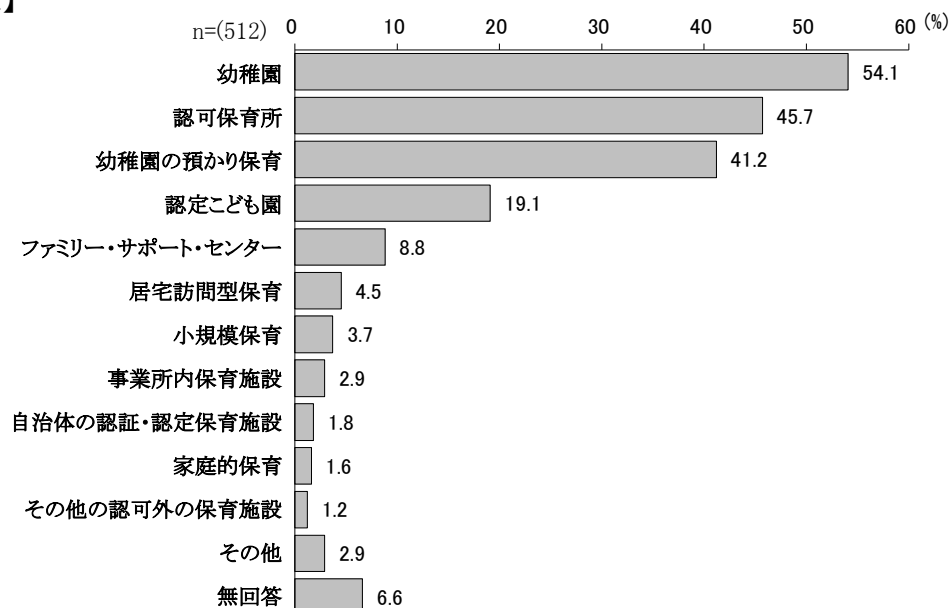
◆ 1日当たり

	調査数	1時間未満	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間以上	無回答
現在	295	-	0.7	-	-	4.7	25.1	10.5	5.4	15.9	15.9	11.9	5.8	-	-	-	-	4.1
希望	295	0.3	0.3	-	-	1.0	5.8	10.8	11.9	12.5	10.8	8.5	5.1	1.7	-	0.3	-	30.8

(6) 幼児教育・保育の無償化が実現された場合、利用したいサービス

幼児教育・保育の無償化が実現された場合、定期的にご利用したいサービスでは、「幼稚園」54.1%が最も高く、以下「認可保育所」45.7%、「幼稚園の預かり保育」41.2%となっています。

【就学前 問12】

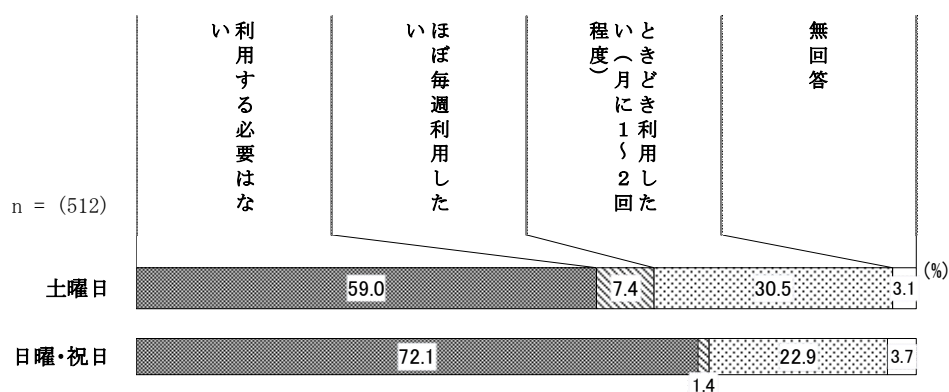


(7) 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

定期的な教育・保育事業の利用希望について、土曜日では、「ときどき利用したい（月に1～2回程度）」30.5%、「ほぼ毎週利用したい」7.4%と利用希望は37.9%となっています。一方、「利用する必要はない」は59.0%となっています。

日曜・祝日では、「ときどき利用したい（月に1～2回程度）」22.9%、「ほぼ毎週利用したい」1.4%と利用希望は24.3%となっています。一方、「利用する必要はない」は72.1%となっています。

【就学前 問 16】





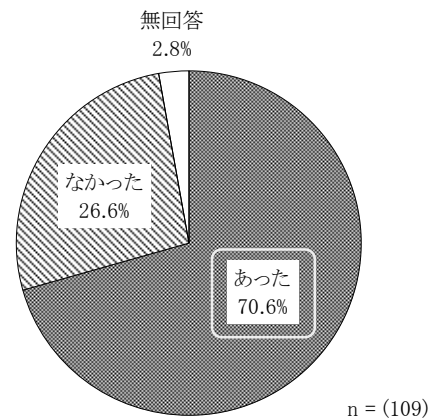
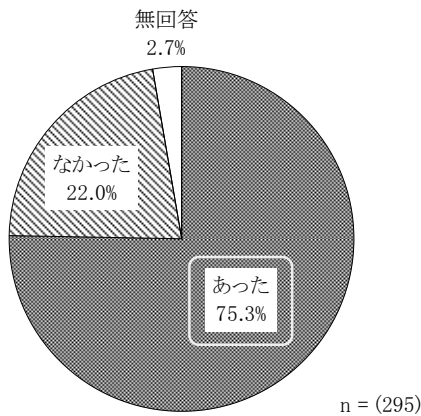
(8) この1年間に子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／学校を休まなければならなかったこととその対処方法

この1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことでは、「あった」が就学前75.3%、小学生70.6%、「なかった」が就学前22.0%、小学生26.6%となっています。

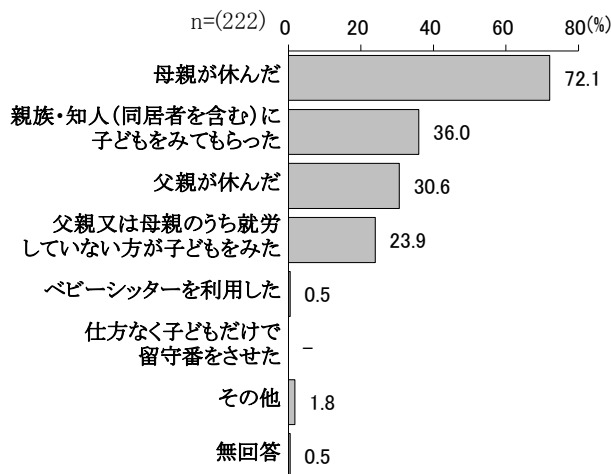
この1年間の病気やケガの時の対処方法では、就学前は「母親が休んだ」72.1%が最も高く、以下「親族・知人(同居者を含む)に子どもをみてもらった」36.0%、「父親が休んだ」30.6%となっています。小学生は「母親が休んだ」61.0%が最も高く、以下「親族・知人(同居者を含む)に子どもをみてもらった」23.4%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」14.3%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」14.3%となっています。

【就学前 問 18 事業が利用できなかったこと】

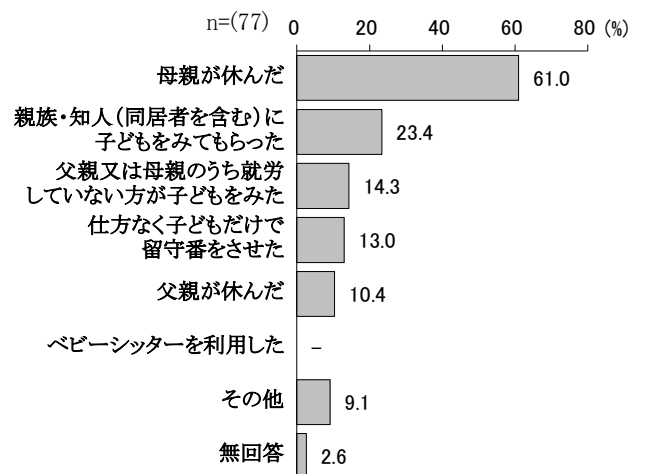
【小学生 問 9 学校を休まなければならなかったこと】



【就学前 問 18-1】



【小学生 問 9-1】

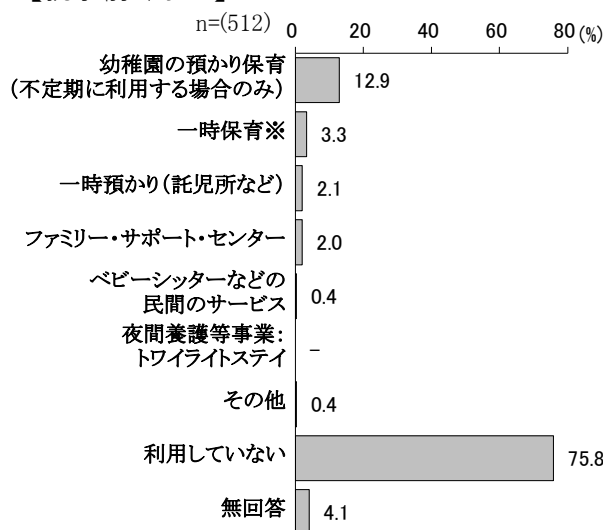


(9) 私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業

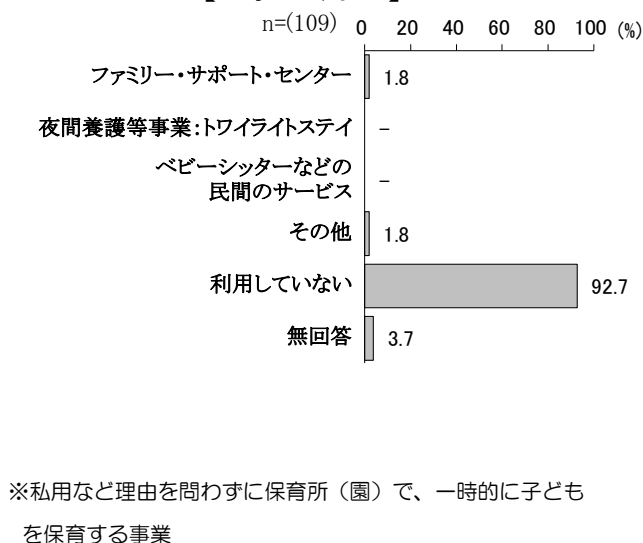
病気やケガ以外の不特定の保育事業の利用状況では、就学前は「利用していない」75.8%が最も高く、以下「幼稚園の預かり保育（不定期に利用する場合のみ）」12.9%、「一時保育※（私用など理由を問わずに保育所（園）で、一時的に子どもを保育する事業）」3.3%となっています。

小学生は利用している事業は1割未満と低く、「利用していない」92.7%となっています。

【就学前 問 19】



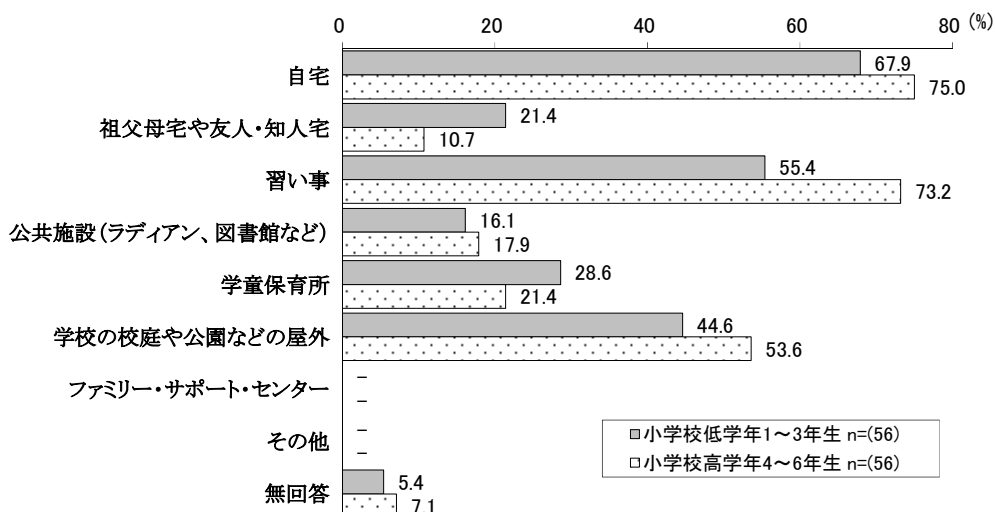
【小学生 問 10】



(10) 放課後の過ごし方

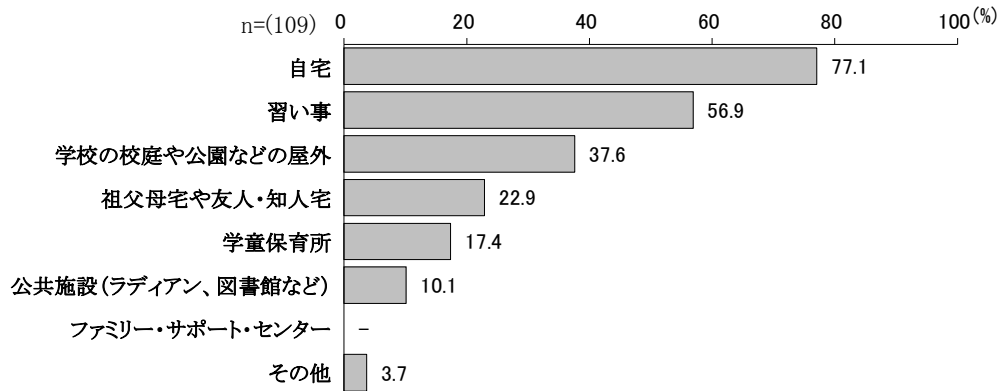
就学前の方が、小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所では、「自宅」が67.9%で最も高く、以下「習い事」55.4%、「学校の校庭や公園などの屋外」44.6%となっています。小学校高学年時に放課後を過ごさせたい場所では、「自宅」が75.0%で最も高く、以下「習い事」が73.2%、「学校の校庭や公園などの屋外」が53.6%となっています。

【就学前 問 22、問 23 小学校低学年／高学年に放課後を過ごさせたい場所】



小学生の子どもの平日の放課後の過ごし方では、「自宅」77.1%が最も高く、以下「習い事」56.9%、「学校の校庭や公園などの屋外」37.6%となっています。

【小学生 問 13 放課後過ごしている場所】

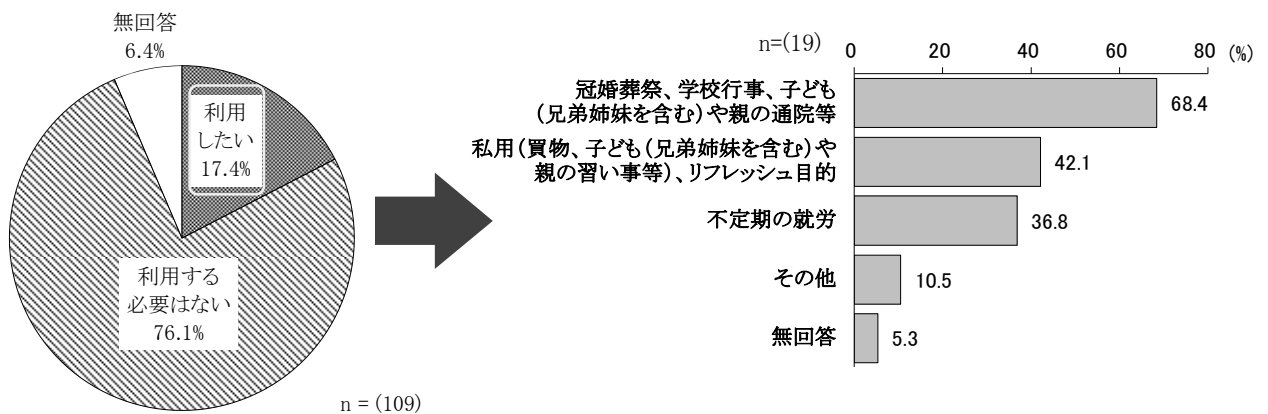


(11) 不定期的な教育・保育事業の利用希望／利用希望目的

私用等による不定期的な保育事業の利用希望では、「利用したい」17.4%、「利用する必要はない」76.1%となっています。

保育事業の利用希望目的では、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」68.4%が最も高く、以下「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」42.1%、「不定期的の就労」36.8%となっています。

【小学生 問 11】



(12) 育児休業の取得状況／取得していない理由

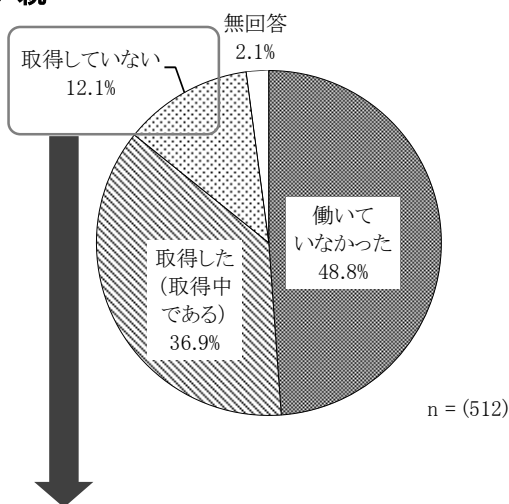
育児休業の取得状況では、母親は「取得した（取得中である）」36.9%、「働いていなかった」48.8%となっています。父親は「取得した（取得中である）」6.1%にとどまっています。

育児休業を取得しなかった理由では、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が33.9%で最も高くなっています。

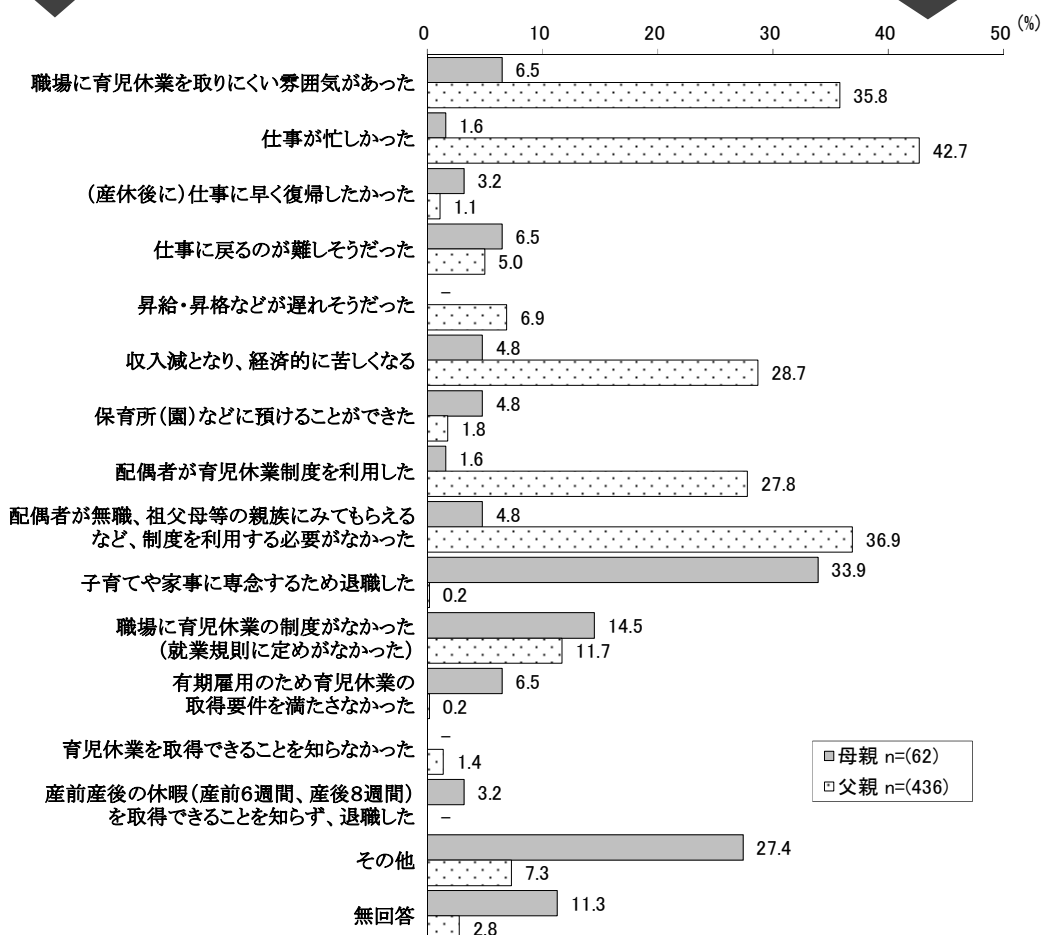
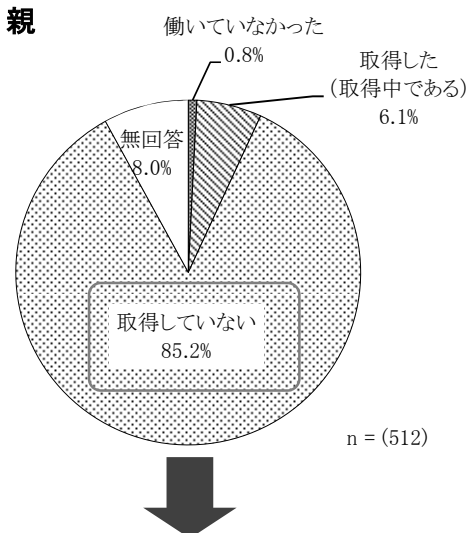
父親は「仕事が忙しかった」が42.7%で最も高くなっています。

【就学前 問26】

◆母親



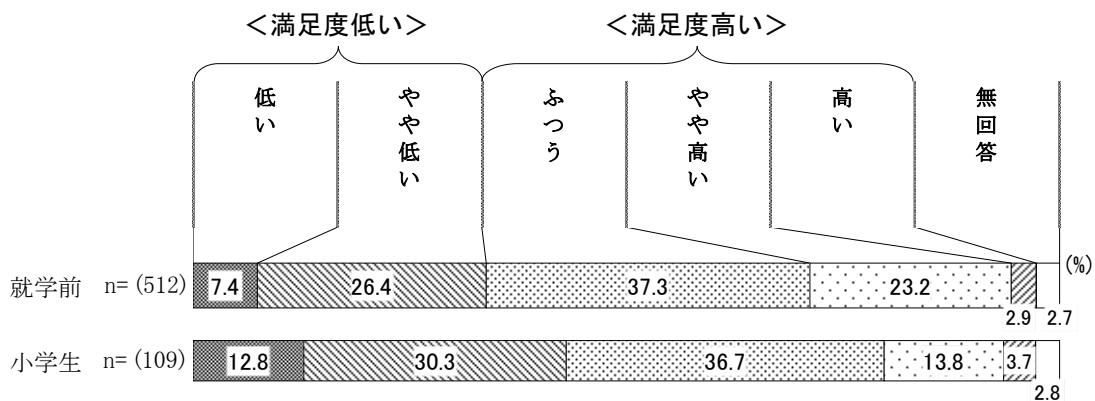
◆父親



(13) 本町における子育ての環境や支援への満足度／その満足度を回答した理由

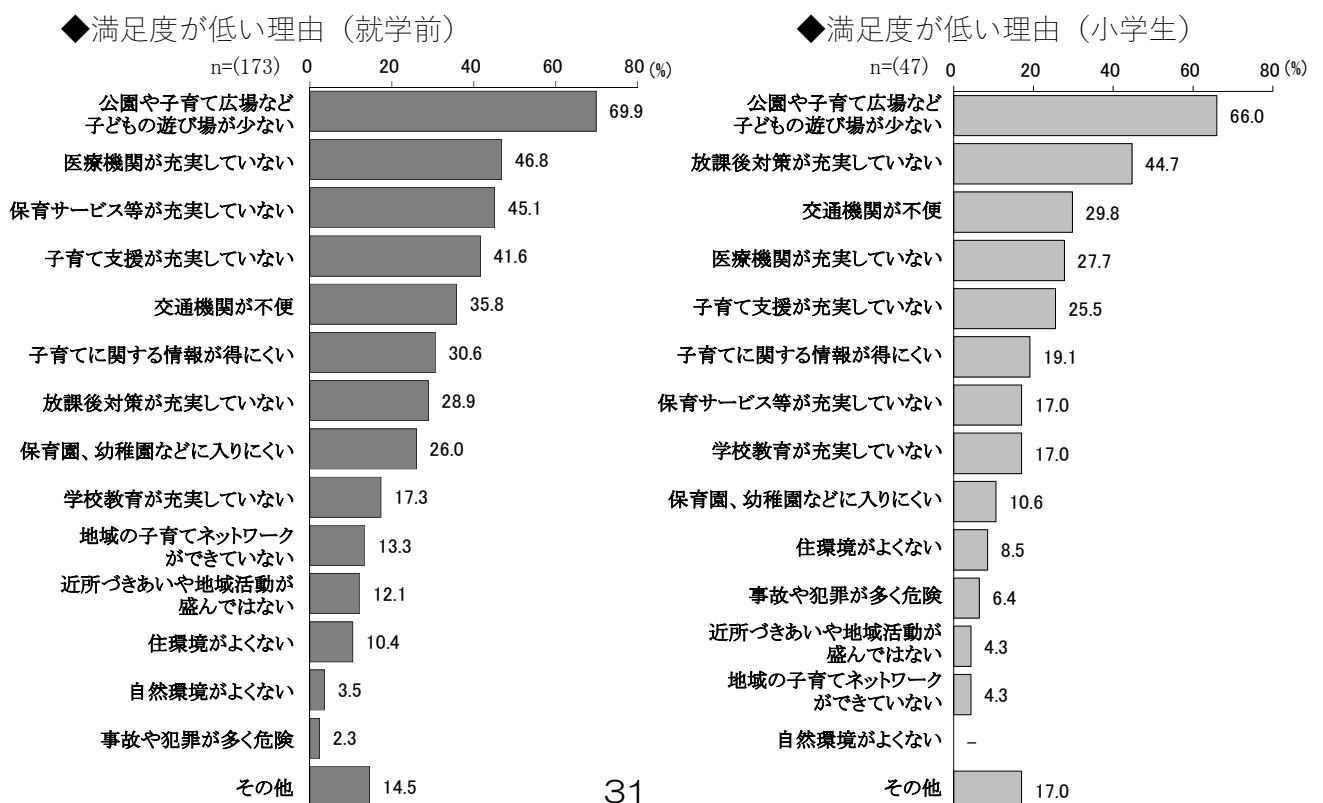
子育ての環境や支援への満足度では、就学前は「高い」2.9%、「やや高い」23.2%、「ふつう」37.3%となっており、満足度の高さは63.4%、一方、「低い」7.4%、「やや低い」26.4%となっており、満足度の低さは33.8%となっています。小学生は「高い」3.7%、「やや高い」13.8%、「ふつう」36.7%となっており、満足度の高さは54.2%となっています。一方、「低い」12.8%、「やや低い」30.3%となっており、満足度の低さは43.1%となっています。

【就学前 問 27／小学生 問 17】



満足度が低い理由では、就学前は「公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない」69.9%が最も高く、以下「医療機関が充実していない」46.8%、「保育サービス等が充実していない」45.1%となっています。小学生は「公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない」66.0%が最も高く、以下「放課後対策が充実していない」44.7%、「交通機関が不便」29.8%となっています。

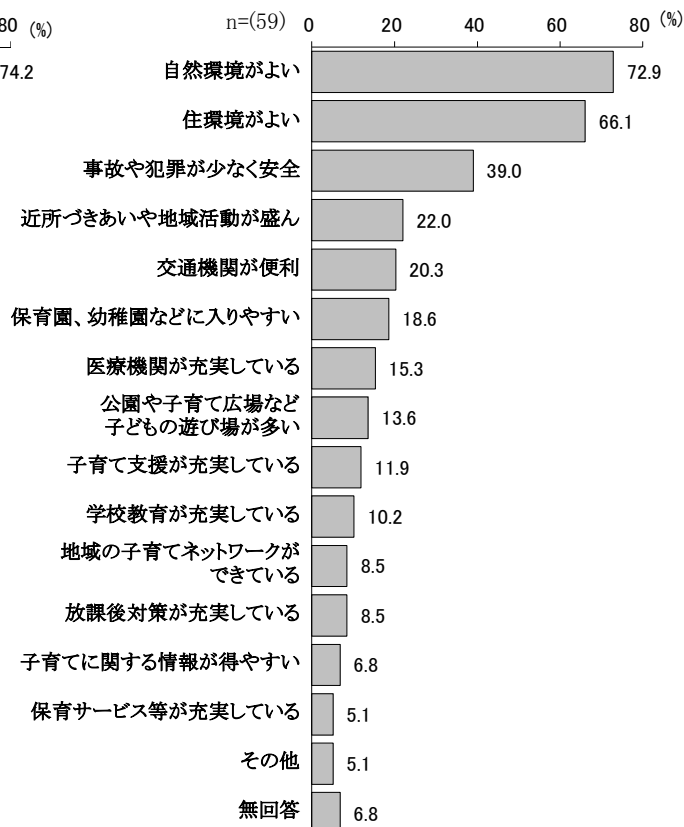
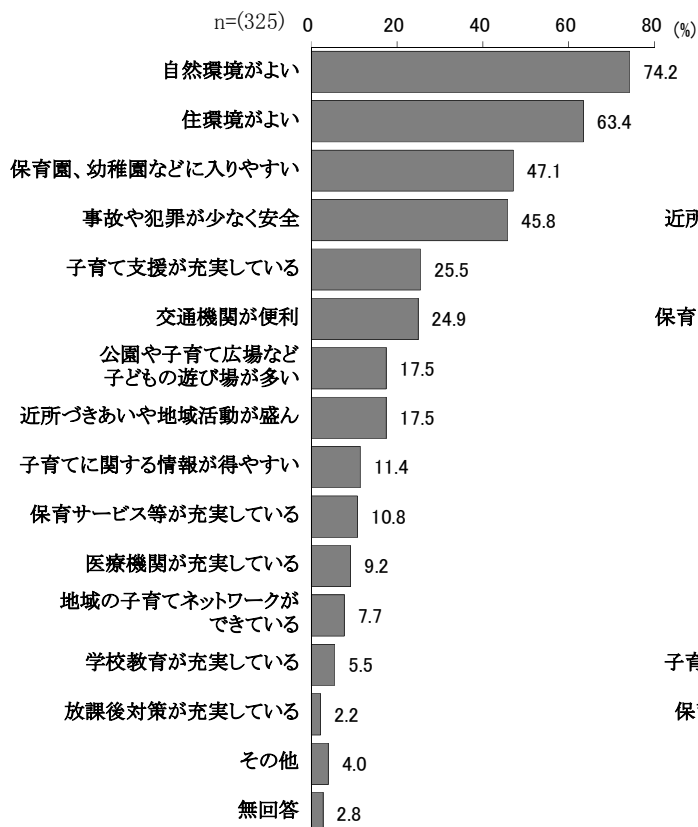
【就学前 問 27-1／小学生 問 17-1】



満足度が高い理由では、就学前は「自然環境がよい」74.2%が最も高く、以下「住環境がよい」63.4%、「保育園、幼稚園などに入りやすい」47.1%となっています。小学生は「自然環境がよい」72.9%が最も高く、以下「住環境がよい」66.1%、「事故や犯罪が少なく安全」39.0%となっています。

◆満足度が高い理由（就学前）

◆満足度が高い理由（小学生）



## 6 調査結果からみえる課題・傾向

本町が平成30年度に行った、「子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果から、以下のような課題や傾向が挙げられます。

- 「日常的に子どもをみてもらえる」と答えた就学前の世帯は約3割に留まっていることや「子育てをする上で、気軽に相談できる人及び場所の有無」については、親族や知人が多数を占めており、地域との繋がりの強化や子育てサロン等の機関の利用、保健師や保育士等の専門職にも気軽に相談ができる環境を整えていく必要があります。
- 母親の就労状況では、就学前の世帯で55.5%と前回調査時の49.1%から6.4ポイント高くなっています。小学生の世帯では、80.8%と高く、女性の就労状況の高まりがうかがえます。
- 定期的な教育・保育事業の利用の有無では、「認可保育所」51.2%、「幼稚園」43.4%、「幼稚園の預かり保育」10.8%と続いているのに対して幼児教育・保育の無償化が実現された場合、利用したいサービスでは、「幼稚園」54.1%、「認可保育所」45.7%、「幼稚園の預かり保育」41.2%と続き、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」のニーズの高まりがうかがえます。（幼児教育・保育の無償化については令和元年10月より施行開始したばかりのため今後の動向に注視していく必要があります。）
- 子どもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験、学校を休んだ経験は7割以上となっています。平成30年4月より大磯町の実施する病後児保育が利用可能となったため、周知活動を進める必要があります。
- 放課後の過ごし方では、「自宅」、「習い事」に次いで、「学校の校庭や公園などの屋外」、「学童保育所」の希望が高くなっています。子どもたちが放課後を安全な場所で安心して過ごせるよう環境の整備や事業の提供体制を一層充実させていく必要があります。
- 不定期な教育・保育事業の利用希望では17.4%と一定のニーズがあり、事業の運営整備や周知活動において引き続き検討を進める必要があります。
- 育児休業の取得状況では、「取得していない」は母親で12.1%、父親で85.2%となっています。今後とも父親の育児参加を進める必要があります。
- 本町における子育て環境や支援への満足度が高い理由では、「自然環境がよい」、「住環境がよい」、「事故や犯罪が少なく安全」、「保育園、幼稚園などに入りやすい」等が就学前、小学生ともに高くなっています。一方、低い理由は、「公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない」、「医療機関が充実していない」、「放課後対策が充実していない」、「子育て支援が充実していない」等が挙げられており、町民の意見を参考にまちづくりを進めます。

本町では上記の傾向や課題からの課題の解消、事業の環境整備に向けて、引き続き各種事業の取組みを進めて参ります。

## 7 二宮町次世代育成支援行動計画進捗状況

二宮町次世代育成支援行動計画の施策の平成 30 年度末時点の進捗状況は、「実施中」が 90.4%でほとんどの事業が実施されています。

「検討中・未実施」の事業のうち、「休日保育事業の実施」、「実費徴収に係る補足給付」、「関係機関との連携」については本計画においても実施に向け引き続き検討を続けます。

図表 事業の実施状況

実施中	一部実施中	検討中・未実施
150 (90.4%)	5 (3.0%)	11 (6.6%)

※事業数は 130 ですが、1 事業につき担当課が複数にまたがっている場合があるため進捗状況は 166 件の結果となります。

図表 一部実施中の事業

事業名	事業内容
子育てサロンの拡大	地域における子育て支援拠点として「子育てサロン」を拡大し、町内 3 小学校区すべてで実施します。 また、子育て中の親子が気軽に集い、育児に関する不安や悩みを相談できる体制づくりに努めます。
保育所待機児童の解消	保育所待機児童の解消のため、教育・保育施設や地域型保育により保育の場の拡充を図ります。
子育て学習内容の充実	子育て世代を対象とした「子育て講座」「子育てゼミナール」について、関係機関との連携により、内容の充実を図ります。
家庭教育に関する学習機会の充実	子育てゼミナールや P T A 役員研修等の各種社会教育事業を通じて、親自身の家庭における役割や責任の自覚、子どもの発達段階に応じた親のあり方や望ましいしつけの方法など、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。
世代間交流事業の充実	各種行事や地区活動等を通して、子どもと高齢者、就学前児童や小中高生との世代間の交流を充実させます。

図表 検討中・未実施の事業

事業名	事業内容
休日保育事業の実施	保護者の就労等の理由で休日に保育を必要とする児童のために、指定された園での休日保育実施を検討します。
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や、行事への参加費等を助成する事業の検討をします。
関係機関との連携	保健福祉事務所等の関係機関との連携を深め、思春期の健康づくりを支援します。

※残りの事業については、事業終了等による検討中・未実施となります。



# 第3章

## 基本理念等

---



## 第3章 基本理念等

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）によるこれまでの取組みと、子ども・子育て支援法に基づく新たな取組みを一貫性のある子ども・子育て支援として推進するため、総合的に定めるものとします。

みんながつながる  
豊かな自然とはぐくみのまち  
～はぐ（育）ハグ（hug）にのみや～

本町は、恵まれた自然や歴史・文化が町民の身近に存在し、交通環境にも恵まれたコンパクトな町として発展してきました。そのため、町民同士が顔見知りになる機会も多く、人とのつながりを持ちやすいという特徴があります。

また、吾妻山公園、二宮せせらぎ公園、葛川、海岸など、多くの動植物が生息する豊かな自然環境を有しています。そのため、幼いころから自然や地域の人と触れ合う機会が多く、自然を通じた学びや、地域の人との交流を重ねていくことで、自然や他人に対する思いやりの心が芽生えます。

全国的に核家族化の進行や、地域との繋がりが希薄になる子育て世帯が増加傾向にあるなかで本町の特徴を活かし、地域ぐるみで子育て支援に繋げていきます。

また、「若い世代の男女が、生まれ育った二宮を離れることなく、または二宮を恋しく想いながら自分に合った生き方を見つけられること」、「子宝に恵まれたい・子どもを育てたいと思う誰もが、地域に温かく見守られながら、安心・喜び・心のゆとりを持って子どもを産み、また育てることができること」、それは住み良いまちづくりを町全体が一丸となって推進することにより、引き続き実現を目指します。

また、新たに越してきた住民にとっても、住み良いまちづくりの推進を通じた「地域における生活の質」の向上を図ることで、誰もが「住んで良かった」と言える町にするとともに、地域全体で子育てを支援することにより、子育て世代を中心に定住者の増加を目指し、環境整備を進めます。

本町では、基本理念の「みんながつながる 豊かな自然とはぐくみのまち ～はぐ（育）ハグ（hug）にのみや～」をキーワードに、二宮のすべての子どもたちと、すべての子育て家庭の幸せを願い、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという認識のもと、地域、関係機関と連携しながら、計画を進めていきます。

## 2 基本目標

基本目標については、次の6つを設定し、課題に応じた施策を総合的に展開します。

### 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

少子高齢化や、核家族化、地域との繋がりがや子育ての相談先に限られる傾向にあるなか、すべての家庭が地域で安心して子育てができるよう環境整備が必要です。平成 27 年4月に施行した子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育サービスや放課後児童対策の充実といった子育て支援サービス（質・量）の改善を図ります。

また、親として主体的に子育てを行えるよう講座や相談等の機会の提供、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、子育て支援に関わる機関や団体、グループ等のネットワーク化を推進することで、児童の健全な育成に向けた各種活動の活性化を引き続き推進します。

### 2 【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

親子の健康保持と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から育児期を通じ、健康診査や健康相談・訪問指導等、切れ目のない保健対策を実施します。そして、母子の健康リスクの早期発見や予防に繋げ、安心して出産に臨めるよう支援します。出産後も育児相談などを通じ、誰もが安心・安全な子育てを行うことができる環境の整備を推進します。

また、食育の推進や学童期・思春期における保健対策、小児医療の充実を図ることで、健康の管理と推進を進めます。

### 3 【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

子どもの貧困が社会的にも大きな問題となっており、教育の支援、生活の支援の取組みを進めるとともに、ひとり親家庭等への適切な支援サービスと体制の充実を図ります。

また、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に向けて、関係機関を含め、地域の連携や体制の充実を図ります。

さらに、保護を必要とする子どもや、発達に心配のある子ども、障がいのある子どもが身近な地域で生活できるよう、総合的な取組みを推進します。

#### 4 【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

乳幼児や子どもとのふれあいを通して、次代の親となる若い世代の意識を醸成し、次代の親の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたち自身が「心豊かにたくましく生きる力」を育成することができるよう、学校教育の充実や特色ある学校づくりを推進するとともに、引き続き学校、家庭、地域との連携強化を図ります。その一環として、教育の環境を地域とともに作り上げ、地域社会における子育て意識の醸成を図るため様々な体験教室や講座の実施を推進します。その一環として、コミュニティ・スクールの取組みを推進します。

#### 5 【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した快適で安心できる居住環境の整備を進めます。妊婦や乳幼児を抱えた保護者等が気軽に安心して外出できる子育てバリアフリーのまちづくりの推進や、子どもたちが事故や事件に巻き込まれることがないように、地域ぐるみで交通安全や防犯対策、青少年に悪影響を及ぼす有害環境対策等を引き続き推進します。

#### 6 【いきいき】子育てと仕事の両立の推進

共働き家庭が増加する中、子育てと仕事の両立支援が課題となっています。仕事と生活の調和が行えるよう、事業所や関係機関等への働きかけを行います。働き方の見直しを通して、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み、そして育てる意識の醸成を図ります。

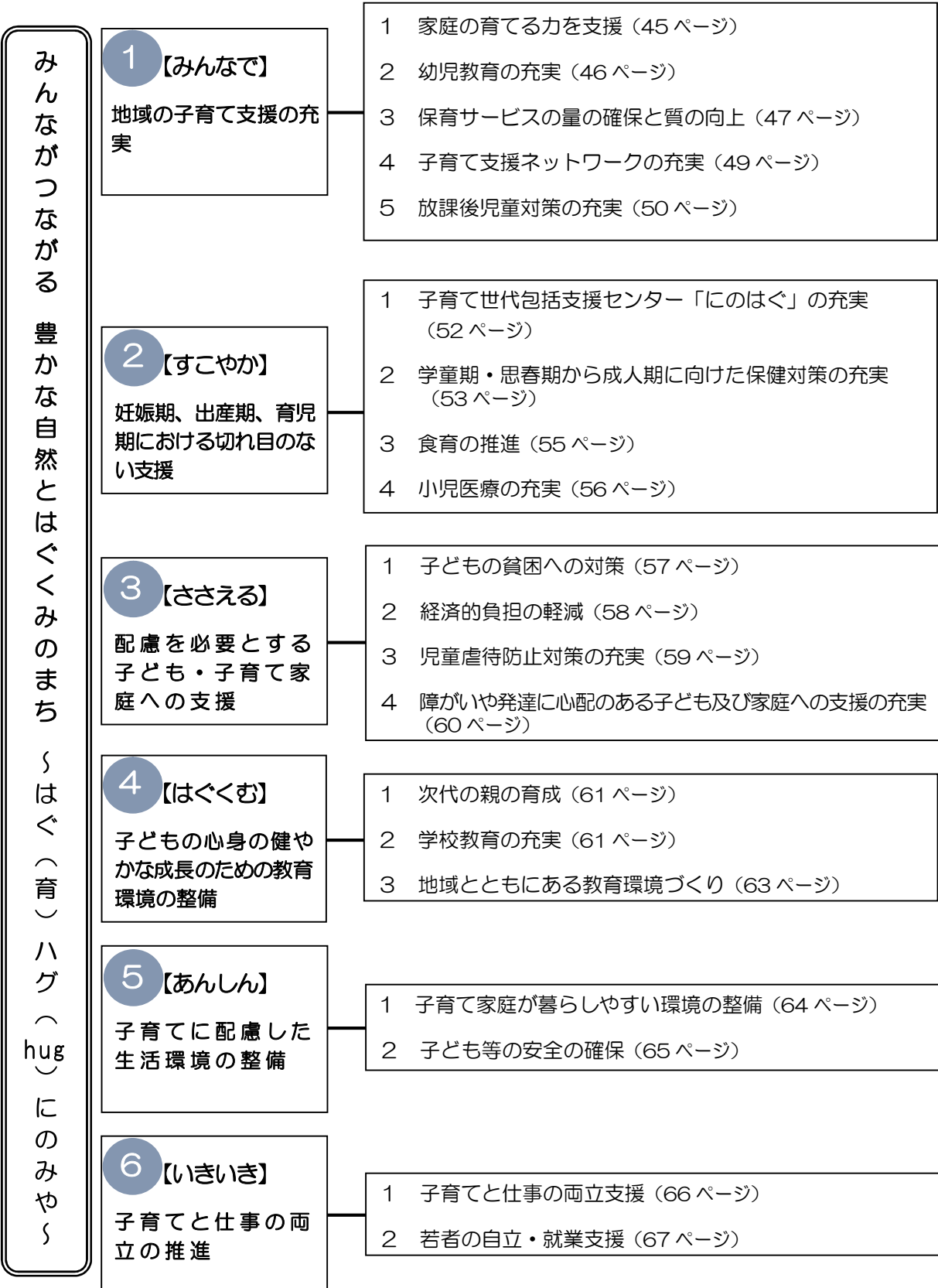
また、男性の子育て参画を促すため、性別に関わりなく育児休業を取得しやすくするなど、事業所等と連携しつつ、子育てをする親にとっても働きやすい環境づくりに向けた取組みを推進します。

さらに、非行やひきこもりなど社会から孤立しがちな青少年が、厳しい雇用情勢の中でも自分の生活設計を立てられるよう、自立・就業に向けた支援を引き続き行います。

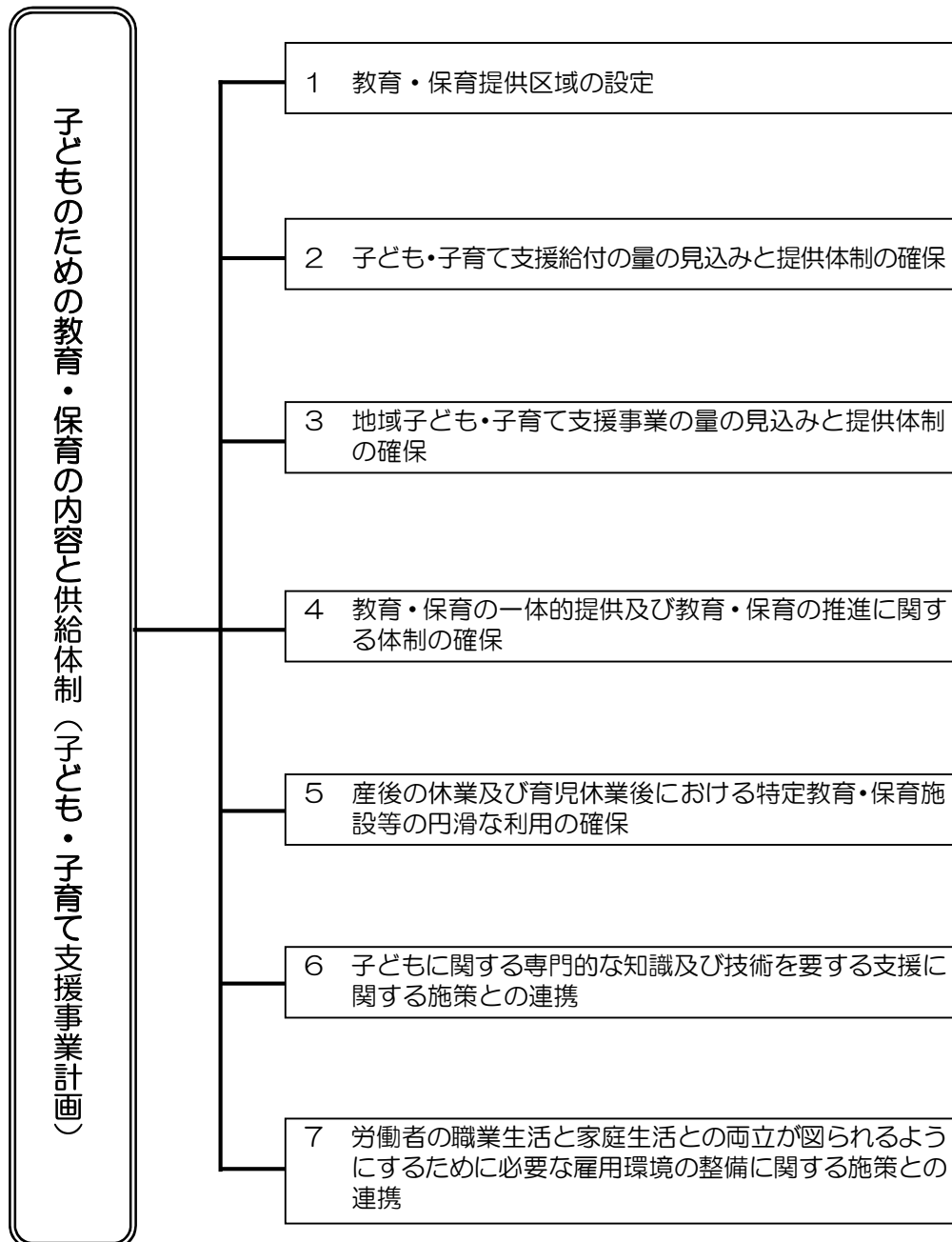
### 3 計画の施策体系

基本理念

基本目標



子ども・子育て支援事業計画の施策体系（事業内容は71ページ以降）







## 第4章

# 基本目標ごとの施策の展開 (次世代育成支援行動計画)

---



## 第4章 基本目標ごとの施策の展開（次世代育成支援行動計画）

### 基本目標 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

#### 1 家庭の育てる力を支援

##### 【現状】

核家族化の進行、共働き家庭の増加、母親の孤立化など、子育て家庭や保護者への負担が増しており、周囲からのサポートを得ることが難しい家庭が増えています。

そのため、子育てに関する情報の提供や相談体制の周知、親同士が交流を深められる場の提供等、子育て家庭や保護者に向けた、さまざまな支援が求められています。

##### 【施策の方向】

保護者が親としての子育ての喜びや責任を認識できるよう、講座や地域との交流、相談体制づくり等を充実させるとともに、緊急時の一時預かりサービス等を通じて、子育て家庭への負担を減らし、安心して子育てができるよう支援します。

##### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
<b>1 子育て・親育ちの学習機会の充実</b>		
親育ちの支援	子育てサロン等において、子育て経験者との対話を通じ、子育ての喜びや苦労を分かち合える機会を提供します。 また、子どもとのふれあいやしつけなど、学習機会の充実を図ります。	子育て・健康課
男性が参加する子育ての促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、マタニティ教室や親子講座等を、男性が参加しやすいよう土曜日を開催するなどして参加の機会を拡大し、育児参加を促進します。	子育て・健康課
<b>2 地域子育て支援拠点</b>		
子育てサロンの充実	地域における子育て支援拠点として「子育てサロン」の充実を図ります。 また、子育て中の親子が気軽に集い、育児に関する不安や悩みを相談できる体制づくりに努めます。	子育て・健康課
子育てスペース「でんでんむし」	乳児の保護者の情報交換や仲間づくりの場を提供します。 また、親子あそびを通じて、子どもとのかかわり方を知ることにより育児不安の軽減を図ります。	子育て・健康課
保育所園庭開放の促進	保育所の子育て支援に関する専門的な機能を活用するため、地域のニーズに応じた園庭開放に努めます。	子育て・健康課
<b>3 一時預かり</b>		
一時預かりサービスの充実	保護者の緊急の用事や、リフレッシュによる一時保育ニーズに対応するためのサービスを実施します。	子育て・健康課
ファミリー・サポート・センターの充実	サービスを利用したい人と提供したい人が会員となり、地域での相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を進め、協会会員の増強を図ります。	子育て・健康課

## 2 幼児教育の充実

### 【現状】

町内の5か所の私立幼稚園は、それぞれの建学の精神に基づき充実した教育が行われていることから、町外からも多くの子どもが利用しています。

勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、就労しながら幼稚園を利用する保護者もいるなど、多様化するニーズに対応するため、ニーズに合った情報提供が求められます。

### 【施策の方向】

幼稚園における教育の充実を図りながら、幼稚園での預かり保育等、保護者のニーズに合った選択ができるよう情報提供を進めます。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
幼稚園情報の提供	子育て中の保護者がニーズに合った選択ができるよう幼稚園情報（預かり保育事業、満3歳児等受入れ等）について、幼稚園と連携した情報の提供に努めます。	子育て・健康課
幼児教育無償化への対応	保護者の負担軽減及び私立幼稚園の適正運営を図るため、幼児教育無償化について各園と連携し対応します。	子育て・健康課
新制度への対応	新制度に関する情報提供に努め、認定こども園や施設型給付への移行を希望する幼稚園に対し、円滑な移行ができるよう支援します。	子育て・健康課

### 3 保育サービスの量の確保と質の向上

#### 【現状】

核家族の増加や周囲に祖父母等がないといった家族形態等の変化、長時間勤務や早朝・深夜勤務等の働き方の多様化の理由から、保育所の利用ニーズの増加や多様化が続いており、保育サービスの充実が求められています。

また、平成30年4月より病後児保育の利用開始、令和元年6月より私立保育所の開設等、新たなニーズへの対応も進めています。

#### 【施策の方向】

待機児童が発生しないよう各保育所と連携し受入れ体制の確保を図ります。

また、保育に関わるスタッフの質の充実を図り、より良い保育サービスが提供できるよう努めます。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
<b>1 保育の量の確保</b>		
保育所の充実	保育施設としての機能を十分に果たすことができるよう、町立保育所の管理運営の充実や、私立保育所の健全な運営を促進します。	子育て・健康課
延長保育事業の充実	長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながら、ニーズの多い時間帯を中心に、延長保育事業の充実を図ります。	子育て・健康課
病後児保育の実施	病気回復期の子どもを家庭で保育ができない時に看護師等が専用スペースで一時的に預かる病後児保育の利用啓発・推進を図っていきます。	子育て・健康課
その他の特別保育の検討	休日保育や夜間保育等のサービスの必要性について、検討を続けます。	子育て・健康課
保育所待機児童の解消	年度途中に生じる待機児童解消のため、保育所の受入れ体制の確保に努めます。	子育て・健康課
保育士の確保	保育士不足の問題に対応するため、県やハローワーク等と連携し、保育士確保につなげます。	子育て・健康課

事業名	事業内容	所管課
<b>2 保育の質の向上</b>		
保育スタッフ研修の充実	保育士等保育に関わるスタッフが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、研修の充実を図ります。	子育て・健康課
意見要望処理体制の充実	保育サービスに伴う利用者からの意見要望の解決のため、保育所における意見要望処理体制を充実させます。	子育て・健康課
自己評価・第三者評価の推進	町内保育所におけるサービスの向上に向けた取組みを促進するため、自己評価及び第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を推進します。	子育て・健康課
地域人材の活用	子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等に対し、保育所などへの活用を図ります。	子育て・健康課
集いや催し等における託児の実施	町民を対象とした集いや催し等において、安心して子どもを預けられる託児サービスの実施を推進します。	子育て・健康課

## 4 子育て支援ネットワークの充実

### 【現状】

子育てや子育て支援に関する情報の提供をチラシやパンフレットの配布、ホームページ等で行っていますが、依然として子育てに関する情報の周知方法の改善等の希望の声が寄せられています。

また、子育てに関する相談先として、親族や友人が占める割合が大きく、地域における子育てに関するネットワークの拡大や充実が求められています。

### 【施策の方向】

相談員の資質の向上や、気軽に相談のできる環境整備をし、各種相談窓口の充実を図るとともにパンフレットやホームページ等さまざまな媒体を通じた情報の周知を進めます。

また、子育て支援に関わる機関や団体等のネットワークを強化し、連携を深めていくことで子育て支援の充実を図ります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
<b>1 相談情報提供の充実</b>		
総合的な相談・情報窓口	各種相談窓口との連携を強めるなかで、子育てサロンを総合的な相談窓口として専門的な職員を配置するなど、体制を整備していきます。	子育て・健康課
各種相談窓口の充実	育児相談をはじめとしたこれまでの各種相談窓口について、引き続き子育ての身近な相談窓口として充実させます。 また、相談員の資質の向上や相互の情報交換・連携をすすめます。	子育て・健康課
相談体制の充実	民生委員・児童委員等による生活相談をはじめ、関係機関との連携のもとで子育てに関する相談体制の充実を図ります。	福祉保険課 子育て・健康課
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、必要な支援を選択して利用できるように、教育・保育施設や関係機関と連携し、子育て家庭に対し子育てに関わる適切かつ最新の情報の提供や相談、援助などをします。	子育て・健康課
インターネットの活用	インターネットや携帯電話等の通信技術の活用を図り、情報の質や量に応じて、町民が利用しやすい媒体を整備します。 また、町外の方にもホームページから検索しやすいよう、子育て情報を提供していきます。	子育て・健康課 地域政策課
<b>2 子育てネットワークの拡大と地域活動の充実</b>		
地域子育て支援のネットワーク化	子育て支援に関わる関係機関、団体、グループと連携し、子育て支援サービス等のネットワーク化を推進します。	子育て・健康課
子育ての仲間づくりの支援	子育てグループによるコミュニティ保育や学習活動を促進し、保護者相互の交流と仲間づくりを支援します。	子育て・健康課

事業名	事業内容	所管課
<b>3 「幼・保・小」との連携</b>		
小学校との交流支援	幼稚園、保育所から小学校へのスムーズな移行を進めるため、園児が小学校を訪問するなどの交流を行います。	教育総務課
情報交換の支援	二宮町幼・保・小連携推進委員会を開催し、幼稚園教諭及び保育所の保育士と小学校教諭との情報交換、連携を支援します。	教育総務課
就学前相談	未就学児を対象に就学前相談を実施、支援を要するお子さんについては「支援シート」の作成を促し、幼稚園や保育所から小学校にかけて一貫した支援を行えるよう努めます。	教育総務課

## 5 放課後児童対策の充実

### 【現状】

保護者の就労等により、放課後も一人で過ごさざるを得ない児童の増加や、習い事等による生活の変化、インターネットやスマートフォン等によるコミュニケーションの変化など、児童を取り巻く環境も常に変化しています。

しかし、子ども同士の遊びを通じて形成される仲間づくりや社会性の発達、健康な体づくり等が期待できる、放課後児童対策を通じた子ども同士の遊びや交流が重要となります。

### 【施策の方向】

国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進にあわせながら、学童保育や放課後子ども教室の場を通して、より安全に遊べ、放課後の時間を有効的に活用し、心身の健全な育成を図ります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
学童保育の充実	学童保育の快適な環境づくりの推進や、より多様な運営を図るため、公設学童保育の充実を図ります。	子育て・健康課
民設学童保育への支援	民設学童保育の適正運営を図るため、民間学童保育への支援を推進します。	子育て・健康課
放課後児童支援員の資質の向上	子どもの心身の健全な育成のために必要な知識、技能の修得・維持ができるよう、放課後児童支援員の養成や資質向上を図るとともに、放課後児童支援員等の情報交換会や研修機会の充実を図ります。	子育て・健康課
放課後子ども教室の充実	子どもの放課後の安全・安心な居場所づくりとして、小学校の体育館等を使って、遊びや体験の場を提供します。	生涯学習課



### 【新・放課後子ども総合プラン】

二宮町内には、3つの小学校区ごとに学童保育所があり、いずれも小学校内で活動しています。平成29年4月より、各小学校内の学童保育所の運営は社会福祉法人に委託をしております。

また、平成31年4月より、民設学童が1か所開所し、全4か所となった学童保育所でニーズに対応していきます。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、次のとおり取り組みます。

#### ○ 学童保育の令和6年度に達成されるべき目標事業量

第5章 3 (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 85ページに記載

#### ○ 一体型の学童保育及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

現在も学童保育及び放課後子ども教室を同一の小学校内の体育館だけでなく校庭等でも実施しています。

放課後子ども教室の実施方法や回数について検討を進めていきます。

#### ○ 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画

各小学校ごとに現在は年4回から年7回に回数を増やし実施しています。引き続き実施方法や回数について検討していきます。

#### ○ 学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

現在も学童保育及び放課後子ども教室を同一の小学校内にて一体的に実施しており、引き続き実施できるよう努めます。

#### ○ 小学校の余裕教室等の学童保育及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在も学童保育及び放課後子ども教室を同一の小学校内にて一体的に実施しており、引き続き実施できるよう努めます。

#### ○ 学童保育及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

学童保育及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。

#### ○ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第1に、配慮を要する児童への対応を含めた支援方法などに関する研修や受入れの体制確保に努めます。

#### ○ 地域の実状に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

現在、全ての学童保育所において19時30分まで開所時間を延長しています。今後も利用者ニーズの把握に努めます。

#### ○ 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性及び創造性の向上等を図り、子どもの健全育成と環境づくりを進めていきます。

#### ○ 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進し、関係機関等と継続的に情報共有できる体制づくりに努めます。

## 基本目標 2 【すこやか】 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

### (二宮町母子保健計画)

- 1 子育て世代包括支援センター「にのはぐ」の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 1 子育て世代包括支援センター「にのはぐ」の充実

#### 【現状】

妊娠時から出産後、そして子どもの成長に合わせた切れ目のない支援が求められる中、子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を設置し対応を進めています。

「にのはぐ」とは、にのみやで育(はぐく)み、いっぱい hug (ハグ) しようの略称で、子どもにいっぱいの愛情を持って二宮で子育てしようという想いをこめています。

#### 【施策の方向】

引き続き、妊娠や出産等に関する相談や各種健康診査、育児教室など、さまざまな側面から母子の健康を維持・向上させるための支援を行います。

また、今後は各種健康診査や講座への参加率をより高められるよう周知を行います。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
<b>1 健康診査・訪問</b>		
母子健康手帳の交付	母子健康手帳と妊婦健康診査補助券を交付する際に、保健師や助産師がすべての妊婦と個別に面談をし、体調等の相談や出産に関するアドバイスを行います。	子育て・健康課
妊婦健康診査・歯科健診の充実	安心して妊娠及び出産をするために、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診を実施します。	子育て・健康課
妊婦訪問・赤ちゃん訪問	妊婦の出産不安等に早期に関わるため、若年、高齢などハイリスク妊産婦への保健師等による訪問指導を実施します。 出産した全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、母子についての健康相談と、母子保健サービスについての情報提供を実施します。	子育て・健康課
健康診査の充実	4か月児、8～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、高い受診率を維持しながら、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。	子育て・健康課
歯科健康診査の充実	1歳児健康歯科相談や2歳児歯科健康診査を実施し、う歯を減らし、子どもの健全育成を図ります。	子育て・健康課
予防接種の推進	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	子育て・健康課

事業名	事業内容	所管課
<b>2 育児相談・学習の充実</b>		
出産前の支援	出産前の不安解消のために、マタニティ教室の実施及び必要な情報提供・案内を行います。	子育て・健康課
情報・相談・交流会の提供	母子健康手帳交付時やマタニティ教室を通して、情報提供や相談活動の充実を図ります。 また、マタニティ教室では、妊婦及び父親等の参加を促し、妊婦同士の交流を深めます。	子育て・健康課
フォロー体制の充実	育児教室への参加を促すなど健康診査のフォロー体制の維持向上、医療・福祉・教育の各分野との連携を推進します。 心理相談における支援を実施し、育児不安や困難感の軽減に努めます。	子育て・健康課
「はぐくみ相談」の充実	育児不安を抱える親を早期に把握し、身体計測や食事の相談などを通して、情報提供や不安の軽減を図ります。	子育て・健康課
<b>3 不妊・不育に対する支援</b>		
情報提供と相談体制の整備	医療機関との連携のもとに、不妊・不育に関する情報提供や気軽に相談が受けられるような体制を整備します。	子育て・健康課
医療費助成の周知	不妊・不育治療等に関する医療費助成制度を周知します。	子育て・健康課

## 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 【現状】

学童期・思春期の子どもたちは、成長段階により様々な悩み、問題を抱えています。学童期・思春期の悩みをひとりで抱え込まないように、身近な人や相談窓口、関係機関と連携し、きめ細かな支援が必要となります。

学童期・思春期における保健対策は、学校保健が中心となって実施されており、保健や学習活動等で担任・養護教諭らが協力し合いながら計画的に指導されています。

一方、いじめや暴力行為等の問題や不登校、ひきこもり等が発生した場合に備えて、学校はもとより地域ぐるみで支援する体制の整備が求められています。

### 【施策の方向】

児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活を送れるよう、効果的な事業に取り組むとともに、関係機関の協力も得ながら、教育相談機能の充実や教職員への支援を図ります。今後はより、効果的な教室や講座の開催、相談機能の充実を図ります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
<b>1 学校保健の充実</b>		
健康に関する啓発・学習の推進	小学校高学年、中学校の保健授業において、薬物乱用の影響について学習する機会を設けます。 また、喫煙や飲酒、薬物使用の有害性等について、講演会等を通じて知識の普及を図ります。 また、性に関する正しい知識の啓発を図ります。	教育総務課

事業名	事業内容	所管課
関係機関との連携	保健福祉事務所等の関係機関との連携を深め、思春期の健康づくりを支援します。	教育総務課 子育て・健康課
就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした就学時健康診断により、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	教育総務課
<b>2 心の問題への対応</b>		
教育相談機能の充実	臨床心理士の配置を充実させるとともに、県のスクールカウンセラー配置事業を活用して、学校での教育相談機能の充実を図ります。	教育総務課
教育支援室の充実	児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習活動を通じ、学習意欲を高めるなど、社会復帰の援助指導を行う教育支援室の充実を図ります。	教育総務課
いじめに対する体制の強化	「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、その有効な活用を目指します。	教育総務課
スクールソーシャルワーカーの配置	問題を抱える子どもたちの環境改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者との面談、ケース会議を通じ支援します。	教育総務課
家庭や専門機関との連携	子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進、いじめ、不登校、ひきこもり、十代の自殺防止の取組みなど、家庭との連携はもちろん、医療機関、児童相談所などの専門機関と連携し、児童・生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	教育総務課 子育て・健康課
教職員への支援	児童・生徒の悩みに対する助言や問題解決のために、教職員に対する臨床心理士等の専門家による研修等を実施します。	教育総務課

### 3 食育の推進

#### 【現状】

近年ライフスタイルの多様化により、朝食の欠食をはじめ食の乱れが生じており、食の重要性についての普及啓発を行うなど、早い段階から食習慣の確立を図ることが必要です。

また、食育を通じて二宮の豊かな自然から生まれた農産物を知り、地産地消を図ることは、地域への理解や愛着を持つことへもつながることから、さまざまな機会を通じた食育の推進が求められています。

#### 【施策の方向】

妊婦や保護者への食育の啓発や食物アレルギーに関する相談体制の充実を図ります。学校給食等における地場産物活用の推進や食に関する体験学習の確保に努めます。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
<b>1 食育の啓発・指導</b>		
アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での管理栄養士による相談のほか、必要に応じて医師等と連携して相談体制の充実を図ります。	子育て・健康課
親と子の食育の啓発	マタニティ教室などにおいて、妊娠期における食生活や出産後の栄養指導を通じ、食育の啓発を行います。 乳幼児期における食育は子どもの心と体をつくる基本であることから、育児相談などを通して、正しい食事の摂り方や子どもの発達段階にあった食事の必要性について啓発します。	子育て・健康課
保育所、幼稚園における食育の啓発	園児や保護者、さらには幼稚園教諭、保育士の食育に対する理解を深めるとともに、偏食などの食習慣の是正や食事マナーを身につけるなどの食育の啓発を図ります。	子育て・健康課
<b>2 学校等における食育の推進</b>		
学校における食育の推進	小・中学校の給食や家庭科、総合的な学習の時間等において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。 また、関係者との連携により、地場農産物の給食への活用を図ります。	教育総務課
食に関する体験学習機会の充実	地域の協力を得て、地域の農産物に対する関心をさらに高めるため、生産・流通の場について学習する機会や、玉ねぎの定植や収穫、田植え・稲刈り等の農業の実体験、調理体験等、二宮の豊かな自然にふれあえる体験学習機会の充実を図ります。 また、水産物の体験学習として、地引網を行うなど、漁業を学習する機会も実施していきます。	教育総務課 産業振興課

## 4 小児医療の充実

### 【現状】

小児医療を充実させることによって、安心して出産・子育てができることにつながります。そのため、子どもが必要とする適切な医療を安心して受けられるよう、医療費の助成や救急医療体制の確保を推進する必要があります。

### 【施策の方向】

小児医療費助成制度の検討をはじめ、かかりつけ医を持つことの重要性を周知するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
医療費の助成	中学3年生まで（小学生以上は所得制限有）の入院と通院に対し、医療費を引き続き助成します。さらなる制度の拡充も引き続き検討します。	子育て・健康課
かかりつけ医の普及	普段からかかりつけ医を持つよう、情報提供や啓発を実施します。	子育て・健康課
救急医療体制の周知と充実	関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の充実を図ります。	子育て・健康課

### 基本目標3【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

(二宮町子どもの貧困対策計画)

- 1 子どもの貧困への対策
- 2 経済的負担の軽減

#### 1 子どもの貧困への対策

【現状】

国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。

このような中、子どもの貧困対策として様々な取組が行われていますが、ひとり親家庭の貧困率は依然として高い水準にあること、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援が必要であること、支援が必要であるのに届いていない又は届きにくい家庭や子どもに届く支援が必要であることなど課題が残っています。

【施策の方向】

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、子ども達が生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう関係機関や関係団体との連携を図りながら、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組めます。

また、ひとり親家庭には、手当及び助成金等の支給や就労の促進、保育所入所の優先的措置などの支援を充実させます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
<b>1 生活困窮・養育困難の家庭に対する支援</b>		
要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を援助します。	教育総務課
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。	教育総務課
学習支援	早い段階での学習のつまづきの解消や、生活習慣の改善を促すため、困窮家庭の小・中学生を対象に、保健福祉事務所と連携して学習支援を行います。	福祉保険課
<b>2 ひとり親家庭の自立支援</b>		
生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭に対応するため、児童福祉施設等において一時的に子どもを養育する事業の利用を周知します。	子育て・健康課
就労の促進	職業訓練や技能習得の機会、職業紹介を関係機関に働きかけるとともに、保育所への優先入所等を通じて、ひとり親家庭の就労を促進します。	子育て・健康課

事業名	事業内容	所管課
経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用周知など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を実施します。	子育て・健康課
相談体制の充実	関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	子育て・健康課

## 2 経済的負担の軽減

### 【現状】

子育ての経済的負担が大きいと感じている方が多いことから、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが求められています。

このため、児童手当の支給や医療費の助成、ひとり親家庭や障がい児等への助成を実施し、負担の軽減に努めています。

### 【施策の方向】

児童手当については国の制度に基づき、これまでと同様に助成等を行います。また、児童・生徒が経済的な理由により就学困難な場合は、就学に必要な費用の援助や各種奨学金の利用支援を行います。

また、令和元年10月より施行となった幼児教育・保育の無償化により、経済的負担の軽減を図ります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
児童手当の支給	国に準拠し児童手当を支給します。	子育て・健康課
児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭の状況に応じて、児童扶養手当や各種助成制度等を案内し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を推進します。	子育て・健康課
障害児福祉手当の支給	精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に県から支給される障害児福祉手当の制度を案内し、手続きを行います。	福祉保険課
医療費の助成	小児医療費、ひとり親家庭医療費、障害児（者）医療費について引き続き助成を実施します。	子育て・健康課 福祉保険課
要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を援助します。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費の支給	「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を補助します。	教育総務課
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。	教育総務課
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得等を勘案して、私立幼稚園に保護者が支払うべき副食費を補助します。	子育て・健康課



### 3 児童虐待防止対策の充実

#### 【現状】

子育て世帯の孤立化や子育てに十分な時間を割くことができない、経済的な問題を抱えている等の様々な要因が複雑に絡み合うことによって虐待はあとを絶たず、近年では問題が顕在化しています。

#### 【施策の方向】

直接親子と会うことができる各種乳幼児健康診査は、虐待の芽を早期に発見し事前予防のできる機会となります。未受診家庭については育児の孤立化が懸念されるため電話連絡や必要に応じて家庭訪問を行います。

また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関との連携強化や、相談体制の充実により、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に努めます。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実し、虐待の予防と早期発見に努めます。	子育て・健康課
児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家庭への援助を行います。	子育て・健康課
児童相談の実施	育児不安を持つ保護者等のため、児童相談員を配置し、相談の充実を図ることにより、虐待防止に努めます。	子育て・健康課
児童虐待の事前予防	乳幼児健康診査や保育所、幼稚園等で子どもの体の様子を細かく見守り、児童虐待の防止に努めます。 また、保護者の身体的・精神的負担の状況を把握することや、乳幼児健康診査未受診者の家庭訪問の実施を強化することで、児童虐待の事前予防に努めます。	子育て・健康課

## 4 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

### 【現状】

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもは、それぞれの状態に合わせた支援が必要であると同時に、それぞれの家庭に向けた支援も不可欠となります。就学前児童のいる家庭では病気や発育・発達に関して悩んでいる傾向も高く、児童の状態や家庭の状況に応じた個別支援の充実が求められます。

### 【施策の方向】

発達に心配のある子どもへは、育児相談や育児教室を中心に支援を行い、障がいのある子どもに対しては就学前からそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援を行います。また、幼稚園・保育所では臨床心理士や保健師等の専門職による、先生への助言・相談の機会を設けることにより、教育・保育の現場の悩みの解決に繋がります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
早期療育体制の充実	各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達に心配があり、発達支援が必要な子どもに対し、発達相談や発達支援教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。	福祉保険課 子育て・健康課
幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進	障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣などの面で大きな効果が期待されることから、幼稚園・保育所などでの受入れを推進します。	子育て・健康課
幼稚園・保育所巡回相談の実施	臨床心理士や保健師等が幼稚園・保育所を巡回し、保護者や先生に対し、子どもの発達支援に関する助言を行います。	子育て・健康課
学校における特別支援教育の充実	就学前相談を充実させるとともに、教育支援委員会での審議内容を踏まえ、子どもの状況に応じた適切な指導や支援を実施します。	教育総務課

## 基本目標4【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

### 1 次代の親の育成

#### 【現状】

少子化や核家族の増加の影響により、きょうだいの少ない子どもが多く、乳幼児や自分よりも年齢の低い子どもと接する機会が減少しています。また、他人との交流の仕方や方法が多様化する一方で、深い付き合いを望まない等の傾向もみられます。

そのため、他人と交流する機会や乳幼児等と接する機会の提供など、地域でのふれあい・交流の場を整備する必要があります。

#### 【施策の方向】

乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通して、他人を慈しむ心や、命の大切さ、子どもを産み、育てることの意義を学ぶ機会を設けます。それにより新たに親になる世代の子どもたちに、必要な子育てや子どもに対する意識の醸成を図ります。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
若い世代の意識づくり	若い世代に対し、子育てや子どもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識を醸成します。	子育て・健康課
年少者との交流	中学生の幼稚園や保育所訪問による保育体験を実施し、小さな子どもとのふれあいを通じて、自分自身を振り返り、家庭生活を大切にすることを育みます。	教育総務課

### 2 学校教育の充実

#### 【現状】

学校教育は、次代を担う子どもたちが生涯を通じて生きる力の基礎となるものであり、健康的な心身の発達にも欠かすことはできません。学校運営については、コミュニティ・スクールの取組みを進め、地域と一体となって子どもたちを育みます。

また、小中一貫教育についての研究に取組み、9年間を通じたカリキュラム編成を進めています。

#### 【施策の方向】

すべての教育活動を通して、児童・生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学べる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」を合わせ、自ら学び自己実現を目指す児童・生徒の育成に努めます。

また、小中一貫教育については、引き続き研究を進め、それぞれの発達段階をふまえた切れ目のない系統的な教育を目指します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進	自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確実な育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努めます。	教育総務課
外国語教育の充実	小・中学校の英語教育において、小・中のつながりを意識した授業の実施や ALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解を図り、コミュニケーション能力の育成に努めます。	教育総務課
道徳教育ならびに特別活動の充実	道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。	教育総務課
学校体育の充実	生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。天候に左右されない町民温水プールの活用により、学校水泳の機会を確保し、泳力向上を図ります。	教育総務課
郷土愛の育成	地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持ちを育てるとともに、学習活動に地域教材を活用し、地域について学ぶ教育を進めます。	教育総務課
地域における児童・生徒の活動の促進	学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。また、総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。	教育総務課
キャリア教育の推進	児童・生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童・生徒が発達段階に応じた勤労観、職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。	教育総務課
支援教育の充実	小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学習上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育に取り組めます。また、外国籍等児童・生徒への日本語指導、ことばの教室(そにっく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。	教育総務課
情報教育の推進	授業の中での ICT 活用を促進し、分かりやすい授業、授業力の向上を目指すとともに、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努めます。	教育総務課
読書指導の推進	児童・生徒の読書活動を促進するため、コンピューターによる貸し出しシステムを活用した利便性向上を進めるなど、学校図書館の充実を図るとともに、学校図書館指導員を配置し、図書館の利用頻度を高める学習環境を整備します。教育活動の中に読書の時間を取入れるなど、読書の習慣が身につくよう指導します。	教育総務課
コミュニティ・スクール運営の促進	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えます。	教育総務課
小中一貫教育カリキュラム研究の推進	小・中学校教員の学び合いを通して、9年間を見通した授業作りを目指します。	教育総務課

### 3 地域とともにある教育環境づくり

#### 【現状】

家庭における教育は、人として生きていくうえで最も根本となる教育であり、人間形成の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。

また、地域における交流等は、子どもたちが成長する過程で必ず経験する要素であり、子ども会やスポーツ教室、地域活動等が子どもに与える影響は大きく、地域における教育環境の充実が求められています。

#### 【施策の方向】

子育て中の保護者を対象とした、家庭教育に関する学習機会の充実を図り、子どもの成長・教育の原点となる家庭の教育環境整備の支援に繋がります。

また、身近な地域でのイベントや交流によって、二宮の歴史や自然、文化を体験学習できるよう、さまざまな機会を整備します。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
図書館事業の充実	子育て関連図書や子ども向けの蔵書の充実を図るとともに、「ブックスタート」や「おはなし会」など、子どもの年齢に合わせた子育て支援関連事業や行事を開催し、図書館利用の促進に努めます。	生涯学習課
学習・体験機会の提供	子ども会活動などによる、親子がともに参加することのできる多様な学習・体験機会への支援を行います。 また、ものづくりなど体験機会の提供や子どもたちの情操を豊かに育むため、文化・芸術活動を振興します。	生涯学習課
関係団体の連携強化	地域における子どもの体験・学習を推進している関係団体との連携を深め、その活動をさらに支援します。	生涯学習課
子ども会活動への支援	子ども同士の交流や世代間交流など、多様な交流を通して魅力ある子ども会活動への支援を行います。	生涯学習課
地域スポーツの振興	各種スポーツ教室を推進し、親子が気軽に参加できる地域スポーツを振興します。 また、老朽化が進むスポーツ施設の修繕補修や維持管理を実施します。	生涯学習課
世代間交流事業の充実	各種行事や地区活動等を通して、子どもと高齢者、就学前児童や小・中・高校生との世代間の交流を充実させます。	子育て・健康課 高齢介護課
地域間交流事業の充実	子どもの体験活動の機会提供や世代間のふれあいなどを通して、地域の活性化を図ります。	地域政策課 生涯学習課
中学生・高校生の活動や居場所づくり	地域イベントへの積極的な参加を促すとともに、既存の文化施設やスポーツ施設を活用した中学生・高校生を対象とする事業の充実を図ります。	生涯学習課

## 基本目標 5 【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備

### 1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

#### 【現状】

子ども・子育てに関するアンケート結果によると、「公園や子育て広場などの子どもの遊び場が少ない」が本町の子育て環境や支援への満足度が低い理由として多く挙げられています。本町は自然を身近に親しむことのできる環境に恵まれており、公園・緑地も数多くありますが、その利点をすべて生かしきれているとは言い切れません。

「自然環境がよい」、「住環境がよい」が満足度の高い理由に挙げられていることから、より地域性を生かした特色のある魅力的なまちづくりにつなげることが求められます。

#### 【施策の方向】

子どもの身近な遊び場である公園や緑地を、安心して遊ぶことができる場所として整備を進めます。

また、安全かつ快適に外出できるよう、子ども・子育て家庭の視点に立ったバリアフリーの推進を引き続き進めます。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
良好な住環境づくりの推進	子育て世代が町に定住して、安心して生活や子育てができるよう、安全で快適な住環境づくりを推進します。	都市整備課
安全で安心な公園・緑地の整備	子どもの身近な遊び場である公園や緑地を、子どもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	都市整備課
安全な道路環境の整備	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差解消や交差点の改良の他、カラー舗装による視認性の向上、交通管理者である警察との協議による交通安全施設の整備などを進め、安全な道路環境の整備をします。	都市整備課
防犯灯等の整備	地域の安全を図るため、防犯灯の適正な維持管理により、明るいまちづくりを推進します。	防災安全課
公共施設等の改善整備	子ども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやおむつ替えのできるベビーベッドの設置等、各種整備をすすめます。	財務課
子育てバリアフリーの推進	子どもや妊産婦など子育て家庭にとって安全かつ快適に外出できるバリアフリーのまちづくりを推進します。	都市整備課

## 2 子ども等の安全の確保

### 【現状】

子どもが成長し、子ども同士や一人で外出するようになると、交通事故や危険に遭遇する可能性が高まります。近年では危険運転による交通事故の増加や、依然として児童・生徒を狙った犯罪が後を絶ちません。そのなかで、安心・安全に地域で過ごせる環境を整備することが重要です。

また、希薄になりつつある近所付き合いですが、本町の特性を活かし、地域ぐるみの子どもの見守りが必要です。

### 【施策の方向】

子どもが危険に遭遇したり不安を感じることをない安全なまちづくりを進める、警察署等の関係機関との連携強化を図るとともに、地域ぐるみの交通安全対策、防犯体制及び防災対策の充実に努めます。

また、青少年に悪影響を及ぼす環境の浄化活動や非行防止活動を地域をあげて推進します。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
交通安全施設の整備	通学路を中心に危険箇所の定期的な点検を行い、子ども達が安全に通行できるよう、交通安全施設の整備をすすめます。	都市整備課 教育総務課
交通安全、防災・防犯指導の充実	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。 また、それに伴う交通安全指導者の確保に努めます。	防災安全課 教育総務課 子育て・健康課
チャイルドシート、幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発	チャイルド（ベビー）シートや子どもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の必要性などの情報提供を行うとともに、交通安全運動等にあわせて子どもの安全を徹底するよう警察等とも連携し啓発します。	防災安全課
「こどもSOSのいえ」の充実と周知	子どもが犯罪や不審者から逃れる緊急避難場所として、二宮町 PTA 連絡協議会が各家庭や事業者等地域の協力を得て設置する「こどもSOSのいえ」事業の支援を行い、普及を推進します。	生涯学習課
地域ぐるみの見守り活動の推進	安全安心まちづくり推進協議会を通じ、警察、幼稚園、保育所、学校関係者や地域の人たちを含む関係機関等と連携し、情報の共有化を図るとともに交通安全、防犯教室や各地区の防犯パトロールの実施など、地域ぐるみの見守り活動を推進します。	防災安全課 教育総務課 子育て・健康課
妊産婦、子どもの防災対策	災害時の避難方法や、避難所における妊産婦や乳幼児の対応などについて検討します。	防災安全課
環境浄化活動の推進	地域住民と協力しながら、青少年に悪影響を及ぼす有害環境の実態把握に努め、是正が必要な場合は、県や警察に対して指導取り締まりを依頼します。	防災安全課 生涯学習課
地域ぐるみの非行防止活動の推進	家庭や地域との連携を強化し、啓発活動、巡回パトロールなど、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。	生涯学習課

## 基本目標 6 【いきいき】子育てと仕事の両立の推進

### 1 子育てと仕事の両立支援

#### 【現状】

家庭は子育ての基本単位であり、第一義的な責任を担うものですが、子育ての負担が女性に偏る傾向にあることや、近年では女性の就労率も上がっていることから、子育て環境や就労環境の整備が求められます。

本町では「第2次にのみや男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の重要性について意識啓発を進めており、国・県とともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していますが、町民や職場、地域社会全体への浸透は不十分な状況にあります。

#### 【施策の方向】

子育てを個々の家庭の問題とせず、個人、事業者を含めた社会全体で支えることが必要であるため、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めていきます。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
意識啓発の推進	家庭生活において、男女が互いに責任をもち、協力しあっていくことができるよう、意識啓発を行います。 また、一般町民に対して、仕事のやり方を見直し、早く家に帰れるよう事例を紹介するなど、広報・啓発活動を実施します。	地域政策課 産業振興課 生涯学習課
育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など育児休業等の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を実施します。	地域政策課 産業振興課
職場環境づくりの促進	男女がともに協力して子育てをする環境づくりをすすめます。 また、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を実施します。	地域政策課 産業振興課
男性に対する子育て支援の促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業などへの男性の参加を促進します。	子育て・健康課
女性の再就職・起業をするための支援情報の提供	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職・起業をするために必要な情報をさまざまな角度から提供します。	産業振興課 地域政策課
各企業等での子育て支援等に関する取組み事例の発信	各事業者などの子育て支援に関する取組み事例等を紹介することで、雇用環境の充実を図ります。	産業振興課 地域政策課



## 2 若者の自立・就業支援

### 【現状】

若年層の失業率は他の年齢層と比べて高いものの着実に低下しています。

一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する若者もあり、また、大卒者の3割、高卒者の4割の方が、卒業後3年以内で離職している状況もあります。

また、フリーター数は155万人前後で推移しているとともに、非正規雇用に就いた理由として「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答されている不本意非正規の方の割合も、他の年齢に比べて若年層では高くなっています。

希望する自分の人生設計を立て、結婚や子どもを産むことが難しくならないよう、学校教育の段階から自立・就業に向けた知識・能力を育てていくことが必要となります。

### 【施策の方向】

安定的な雇用の確保は安定した人口構造へと繋がることから、児童・生徒一人ひとりが勤労観、職業観を身につけられるようなキャリア教育の推進に努めるとともに、関係機関と連携し、若者の就業支援のための相談やカウンセリング、職業能力開発等の取組みを引き続き支援していきます。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
キャリア教育の推進	ボランティア活動、職場体験など、さまざまな体験活動の充実により、児童・生徒一人ひとりが望ましい勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進します。 また、発達段階に応じて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・態度の育成に努めます。	教育総務課
若者の就業支援	就業を希望しながら職に就けない若者や不安定な就労状況にある若者に対して、かながわ若者就職支援センター等の関係機関によるカウンセリングや職業訓練等、就業支援や相談機関の情報を提供します。	子育て・健康課 産業振興課 生涯学習課
ひきこもり等相談窓口	ひきこもりをはじめとする子どもや若者が抱える様々な悩みに対する相談を受け付け、内容に応じて、県のかながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県西部青少年サポート相談室等の専門機関と連携し、課題の解決に努めます。	福祉保険課



## 第5章

# 子ども・子育て支援の取組み (子ども・子育て支援事業計画)

---



# 第5章 子ども・子育て支援の取組み

## (子ども・子育て支援事業計画)

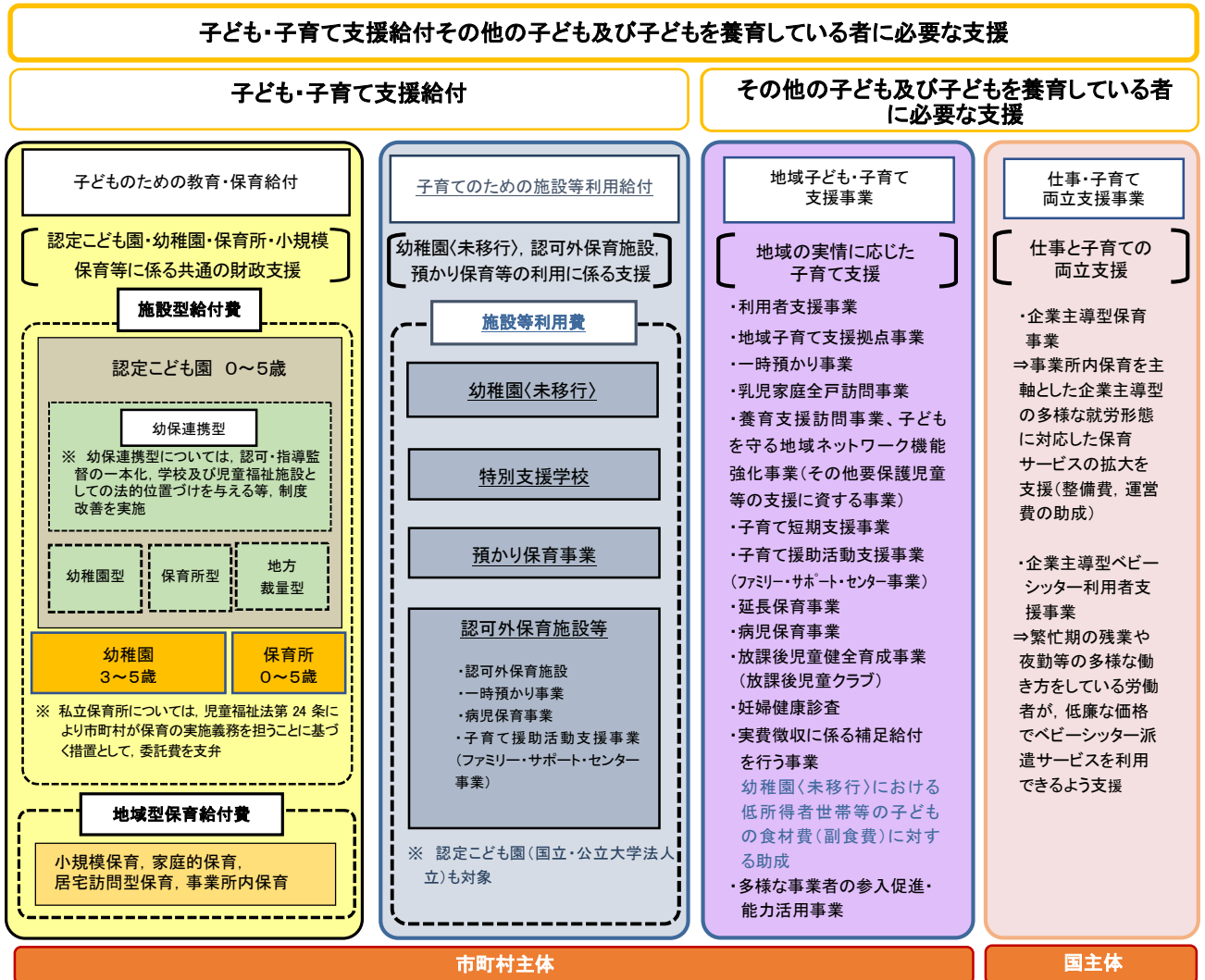
### 子ども・子育て支援制度の内容

『子ども・子育て支援制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためのしくみとして作られました。平成27年4月に本格的に施行を開始しています。

子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに創設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



## (1) 子ども・子育て支援給付

### ①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。

(法定代理受領制度)

#### ◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

#### ◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業については、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

### ②「子育てのための施設等利用給付」

子どものための教育・保育給付の対象外である「幼稚園（子ども・子育て支援制度へ未移行）」、「特別支援学校の幼稚部」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「子育て援助活動支援事業」であり、市町村の確認を受けたものが対象となります。

【支給要件】以下のいずれかに該当し、市町村の認定を受けた場合が対象

◆3歳から5歳まで（就学前）の子ども

◆0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

## (2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

### ①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

#### 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

⑥子育て短期支援事業

⑦子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

⑧一時預かり事業

⑨延長保育事業

⑩病児保育事業

⑪放課後児童健全育成事業

(放課後児童クラブ)

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

### 認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

### 認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では、下限時間を1か月64時間以上と設定)

## 推計人口

計画期間における子どもの推計人口は次のとおりです。量の見込みの算定に用いる就学前児童・小学生人口は、住民基本台帳の人口実績データから算出しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
就学前児童	0歳	145人	140人	138人	133人	128人
	1歳	168人	162人	157人	155人	150人
	2歳	173人	175人	169人	164人	162人
	3歳	160人	176人	178人	172人	167人
	4歳	185人	160人	176人	178人	172人
	5歳	171人	186人	161人	178人	180人
	計	1,002人	999人	979人	980人	959人
小学生	6歳	192人	172人	187人	162人	179人
	7歳	193人	195人	175人	190人	165人
	8歳	187人	193人	195人	175人	190人
	9歳	204人	190人	196人	198人	178人
	10歳	215人	206人	192人	198人	200人
	11歳	209人	215人	206人	192人	198人
	計	1,200人	1,171人	1,151人	1,115人	1,110人



## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

現状として、幼稚園、保育所の通園は行政区、小・中学校区にかかわらず、町内全域から通っています。また、幼稚園、保育所の場所も均等に配置されておらず、地域子ども・子育て支援事業は町内全域を対象としています。

そのため、本町では第1期子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育の提供区域について町内全域を1区域としており、第2期子ども・子育て支援事業計画においても引き続き町内全域を1区域とします。



## 2 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 1号認定（3歳から5歳 保育の必要なし）

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

(人)

	現状 平成30年度	定員	量の見込み				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	291	910	235	236	242	229	224
② 内容 の 確保 の	幼稚園 (施設型給付)		90	90	265	265	265
	(私学助成)		820	820	645	645	645
②-①			675	674	668	681	686

#### 【今後の方向性】

ニーズの確保に向け、各幼稚園と連携し対応していきます。

**(2) 2号認定（3歳から5歳 保育の必要あり）**

保育所は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、幼児の保育を行う施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所が一体化した施設で、就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4タイプがあります。（現在本町にはありません。）

3歳～5歳で利用できる保育所を1園増設する等、保育ニーズの高まりに対応できるよう環境整備を進めました。

(人)

	現状	定員	量の見込み				
	平成30年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	233	255	229	230	236	224	218
幼児期の学校教育の 利用希望が強い			58	59	60	57	56
上記以外			171	171	176	167	162
② 内容 確保の 保育所(定員)			255	255	255	255	255
②-①(定員)			26	25	19	31	37

**【今後の方向性】**

引き続き保育ニーズに注視し、各保育所と連携し対応していきます。

### (3) 3号認定（0歳から2歳 保育の必要あり）

地域型保育は、少人数の単位で0歳から2歳の子どもを預かる事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。

0歳～2歳で利用できる保育所を2園増設する等、保育ニーズの高まりに対応できるような環境整備を進めました。

(人)

	現状 30年度	定員	年齢	量の見込み				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	150	155	0歳	26	26	26	25	25
			1歳 2歳	118	116	113	109	106
			計	144	142	139	134	131
②確保の内容 保育所(定員)	/	/	0歳	34	34	34	34	34
			1歳 2歳	121	121	121	121	121
			計	155	155	155	155	155
②-①(定員)	/	/	0歳	8	8	8	9	9
			1歳 2歳	3	5	8	12	15
			計	11	13	16	21	24

#### 【今後の方向性】

引き続き保育ニーズに注視し、各保育所と連携し対応していきます。

#### 【保育利用率の目標値】

3号認定子ども（0～2歳）の計画期間中の保育利用率（0～2歳の子ども全体に占める3号認定の利用定員数の割合）の目標値は次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率 目標値	29.6%	29.8%	30.0%	29.6%	29.8%

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

#### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している方に対して、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在は子育て・健康課の窓口において、幼稚園・保育所の利用支援及び、各種子育て支援事業の説明を職員が行っています。また、保健センター内に子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等が相談支援等を実施しています。

(か所)

	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①		-	-	-	-	-

#### 【今後の方向性】

引き続き、子育て・健康課窓口及び「にのはぐ」で実施していきます。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在は、小学校入学前の子どもが親子で交流できるスペースで、育児不安等の相談・指導、子育てに関する情報提供、講座も実施しています。開設場所は、栄通りと中里の2か所です。開設日は平日及び、栄通りでは第1・3土曜日、中里では第2・4土曜日も開所しています。

(延べ人数/か所)

	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	10,713	10,831	10,631	10,341	10,074	9,806
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①		-	-	-	-	-

#### 【今後の方向性】

引き続き、地域における子育て支援拠点として子育てサロンの充実を図ります。

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在は、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査費用補助券 14 回分を提供しています。

(延べ回数)

	実績	量の見込み				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①量の見込み	1,680	1,595	1,540	1,518	1,463	1,408
②確保の内容		1,595	1,540	1,518	1,463	1,408
②-①		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

引き続き、妊婦健康診査費用補助券の助成を行っていきます。また、母子健康手帳の交付やマタニティ教室の開催、妊産婦訪問指導により、妊娠、出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行います。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在は、保健師または助産師や看護師が訪問し、発育の確認や、子育ての相談等を実施しています。同意が得られている家庭には、民生委員や主任児童委員も訪問しています。

(人)

	実績	量の見込み				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①量の見込み	138	145	140	138	133	128
②確保の内容		145	140	138	133	128
②-①		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

全ての家庭への訪問実施を目指しています。育児不安や、不適切な養育等の問題が発見された場合は、継続した支援につながるよう、関係機関と連携を図っていきます。

**(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在は、こんにちは赤ちゃん訪問において、継続的に訪問が必要な家庭に引き続き保健師または助産師や看護師が訪問を実施しています。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成される要保護児童対策地域協議会を開催しています。

(人)

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21	20	20	20	20	20
②確保の内容		20	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

こんにちは赤ちゃん訪問により、不適切な養育等の問題が発見された家庭において、保健師等が家庭訪問を行います。また要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して家庭環境等の把握に努め、児童虐待の未然防止につなげるなど、引き続き支援を行います。

**(6) 子育て短期支援事業**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、必要な保護を行う事業です。

本町では、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は、ともに実施していません。

(人)

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

アンケート調査による利用希望はないものの、状況をみながら広域での利用や実施を検討します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等のお子さんを子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現在は、町社会福祉協議会に事業委託をしています。子育ての手助けをして欲しい人（おねがい会員）と育児の手助けをしたい人（まかせて会員）が、お互いに助け合う地域の相互援助活動を行っています。

平成30年度の会員数は、まかせて会員61人、おねがい会員149人で、両方を兼ねる会員は16人となっています。

（延べ人数）

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,643	1,620	1,597	1,567	1,541	1,522
②確保の内容		1,620	1,597	1,567	1,541	1,522
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

支援体制を充実させ、利用を促進していくとともに、継続してまかせて会員養成講座を実施し多様なニーズに対応できるよう会員の増加に努めていきます。



**(8) 一時預かり事業**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在は、町内の全私立幼稚園で通常の教育時間前後の預かり保育を行っています。対象は、幼稚園に在園しているお子さんとなります。保育所等では、町立百合が丘保育園と栄通り子育てサロン、中里子育てサロンにて実施しています。対象は、生後6ヶ月から就学前児童で、定員はそれぞれ3名となっています。

一時預かり事業（幼稚園型） (延べ人数)

幼稚園	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	14	2,537	2,552	2,612	2,467	2,420
②確保の内容		2,537	2,552	2,612	2,467	2,420
②-①		0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

各幼稚園で引き続き対応していきます。また私学助成による事業の継続とともに、新制度における一時預かり事業へ移行する幼稚園については、円滑に行われるように進めていきます。

一時預かり事業（一般型） (延べ人数)

保育所等	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	210	362	360	357	353	346
②確保の内容		362	360	357	353	346
②-①		0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

町立百合が丘保育園と栄通り子育てサロン、中里子育てサロンの利用希望に沿えるよう引き続き対応していきます。

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現在は、二宮保育園、みちる愛児園、みちる愛児園中里ナーサリー、みちる愛児園駅前ナーサリー、百合が丘保育園で実施しています。

(延べ人数)

	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	3,193	2,549	2,526	2,534	2,426	2,359
②確保の内容		2,549	2,526	2,534	2,426	2,359
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

就労状況が多様化するなか、延長保育のニーズに対応できるよう、受入れ体制を整えます。

## (10) 病児保育事業

子どもが病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、保育所、医療機関等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

平成30年4月より大磯町と連携し、病後児保育を開始しました。

(延べ人数)

	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	0	24	24	24	24	24
②確保の内容		24	24	24	24	24
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

引き続き、周知活動を行い緊急時に利用いただけるよう推進を図ります。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在では、小学校区ごとに設置し、小学校の余裕教室や敷地内施設で1年生から6年生まで保育を実施しています。小学校区ごとの学童は各保護者運営となっておりますが、平成29年4月より町の運営となり社会福祉法人に委託しています。

(人)

二宮小学校区	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	113	171	190	199	192	189
②確保の内容		106	106	106	106	106
②-①		△65	△84	△93	△86	△83

(人)

一色小学校区	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	40	43	43	46	42	44
②確保の内容		81	81	81	81	81
②-①		38	38	35	39	37

(人)

山西小学校区	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	69	92	84	86	83	78
②確保の内容		96	96	96	96	96
②-①		4	12	10	13	18

(人)

民設学童保育	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	-	-	-	-	-	-
②確保の内容		77	100	100	100	100
②-①		77	100	100	100	100

【今後の方向性】

増加するニーズに対応するため、民設学童の拡充を図ります。なお、引き続き、1年生から6年生を対象に公設と民設の連携をとりながら進めます。

---

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。それに伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得世帯に対して、1号認定の低所得者世帯と同様の負担軽減となるよう、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成しています。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園の設置に向けた移行支援、保育士の確保と質の向上に向けた研修の充実、幼稚園・保育所と小学校との交流支援等、教育と保育の一体的提供及びその推進に向け、従来の取組みを拡充しながら、整備を図っていきます。

### 具体的な施策・事業

基本目標 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実（46 ページ）

施策の基本的方向 3 保育サービスの量の確保と質の向上（47 ページ）

施策の基本的方向 4 子育て支援ネットワークの充実（49 ページ）

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給及び保護者の経済的負担の軽減や利便性の確保に努めます。

### 具体的な施策・事業

基本目標 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実（46 ページ）

## 6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教育・保育施設の確保を図ります。

### 具体的な施策・事業

基本目標 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実（46 ページ）

施策の基本的方向 3 保育サービスの量の確保と質の向上（47 ページ）

---

## 7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

子どもの貧困への対策や児童虐待防止、障がい児など、支援が必要な子どもや家庭に対して、福祉、保健医療、教育、警察等の専門機関と連携しながら、支援を進めます。

### 具体的な施策・事業

基本目標3 【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

施策の基本的方向1 子どもの貧困への対策（57 ページ）

施策の基本的方向3 児童虐待防止対策の充実（59 ページ）

施策の基本的方向4 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実（60 ページ）

## 8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、地域の企業、民間団体等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランス施策を推進します。

### 具体的な施策・事業

基本目標6 【いきいき】子育てと仕事の両立の推進

施策の基本的方向1 子育てと仕事の両立支援（66 ページ）

# 第6章

## 計画の推進体制

---





## 第6章 計画の推進体制

### 1 子ども・子育て会議

「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するとき意見を聴くほか、町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行います。

### 2 関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、保育所、幼稚園など、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要です。

そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

### 3 進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「二宮町子ども・子育て会議」や事業の所管課にて進捗状況を確認・評価します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、施策の見直しを行います。

## 4 二宮町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの会議の招集は、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。〔以下省略〕

## 5 二宮町子ども・子育て会議委員名簿（平成30年度～令和元年度）

【平成30年度】

◎会長 ○副会長

条例第3条	氏名	選出区分	所属等
子どもの保護者	山下 房江	公募	
	吉野 智美	公募	
	石井 真依	公募	
	林 ゆかり	公募	
	岡野 俊彦	二宮町 PTA 連絡協議会	一色小学校 PTA 会長
教育・保育等の関係者	加藤 匡宏	学童保育運営者	社会福祉法人 寿考会
	水島 一恭	二宮町私立幼稚園協会	梅の木幼稚園 園長
	相馬 正覚	二宮町保育会	二宮保育園 園長
	○藤田 和人	小学校	山西小学校 教頭
地域活動の関係者	小口 愛子	二宮町地区長連絡協議会	百合が丘3丁目 地区長
	山中 美由紀	二宮町民生委員 児童委員協議会	主任児童委員
その他町長が必要と 認める者	◎井出 真理子	学識経験者	
	小椋 淳喜	二宮町健康福祉部長	

【令和元年度】

◎会長 ○副会長

条例第3条	氏名	選出区分	所属等
子どもの保護者	吉野 智美	公募	
	石井 真依	公募	
	林 ゆかり	公募	
	里見 拓	二宮町 PTA 連絡協議会	二宮西中学校 PTA 会長
教育・保育等の関係者	加藤 匡宏	学童保育運営者	社会福祉法人 寿考会
	水島 一恭	二宮町私立幼稚園協会	梅の木幼稚園 園長
	相馬 正覚	二宮町保育会	二宮保育園 園長
	○中西 美保	小学校	一色小学校 教頭
地域活動の関係者	小口 愛子	二宮町地区長連絡協議会	百合が丘3丁目 地区長
	山中 美由紀	二宮町民生委員 児童委員協議会	主任児童委員
その他町長が必要と認める者	◎飯塚 富美	児童養護施設	社会福祉法人心泉学園 理事長

## 6 二宮町子ども・子育て会議開催経過

回	開催日	議 題
平成 30 年 度		
第 1 回	11 月 20 日	○子ども・子育て会議の運営について ○子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の概要について ○子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ○子ども・子育てに関するアンケート調査について
第 2 回	3 月 8 日	○子ども・子育てに関するアンケート調査結果について ○子ども・子育て支援事業計画進捗状況について
令和 元 年 度		
第 1 回	10 月 4 日	○子ども・子育て会議の運営及びスケジュールについて ○子ども・子育てに関するアンケート調査結果について ○量の見込と確保方策について ○第 2 期子ども・子育て支援事業計画について
第 2 回	11 月 15 日	○次世代育成支援行動計画の進捗状況について ○子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
第 3 回	12 月 4 日	○子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する町民意見募集について
第 4 回	2 月 10 日	○子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する町民意見募集結果について ○子ども・子育て支援事業計画（最終案）について ○子ども・子育て支援事業計画の概要版について



# 資料編

---

- 1 子育て支援関連マーク
- 2 用語解説





## 資料編

### 1 子育て支援関連マーク



#### 「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

平成 27 年 4 月より施行される「子ども・子育て支援新制度」を広く国民に知っていただくため、作成されました。今後、新制度に対する国民の理解と共感を深めるため、広報啓発活動等に活用されます。



#### 「くるみん」マーク・「プラチナくるみん」マーク

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。くるみん認定企業になると、税制上の優遇装置が受けられ、さらに実施状況が優良であれば特例認定を受けることができます。



#### マタニティマーク

「健やか親子 21」推進検討会で妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し発表されたマークで、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



#### 「託児サービス付き」マーク

神奈川県が作成したマークで、子育て中の方も参加しやすい「託児サービス付き」のイベントや講座等に、このマークが付きます。



#### 「子ども・子育て支援推進条例認証」マーク

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証を取得した事業者には、マークが授与されます。認証されると、融資の優遇や入札参加資格認定における加点評価等が受けられます。



#### かながわ子ども・子育て支援月間マーク

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」に基づいて、毎年 8 月を子ども・子育て支援の強化月間（「かながわ子ども・子育て支援月間」）としています。

## 2 用語解説

ページ	用語	説明
3	待機児童	<p>保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童のこと。</p> <p>現状では定まった定義がないこともあり、国が定義を統一するため、定義見直しを行っている。</p>
4	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第77条第1項の各号に掲げる事務	<p>（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。</p> <p>市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。</p> <p>（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。</p> <p>市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。</p> <p>（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。</p> <p>市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。</p> <p>（4）当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p>
18	保育所（保育園）	<p>保護者の就労等の理由により、保育が必要な子どもを預かり保育することを目的とした通所の施設。「保育所」は児童福祉法上の名称で使われ、「保育園」は一般的な表現として使われている。</p>
19	学童保育 （放課後児童クラブ） （放課後児童健全育成事業）	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業のこと。事業名は「放課後児童健全育成事業」の名称で推進しており、学童保育所にて事業を行っている。</p>

ページ	用語	説明
34	地域型保育	市町村の認可事業で、待機児童の多い0歳～2歳児を対象とする保育。施設（原則20人以上）より少人数の単位で行う。 地域型保育は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、の4つのタイプに分けられる。
46	認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、「就学前の子どもにも幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。
48	小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかに行う保育。
50	新・放課後子ども総合プラン	国が2018年9月に策定した新プラン。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるもの。また、女性の就業率の上昇等によるニーズの高まり等を加味し、受け皿の整備を進める。
66	ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と、家事・育児・介護・プライベート等の生活との両立のこと。働き方の見直しなどによって、仕事に意欲や充実を感じるとともに、家庭や地域生活等においても豊かさを実感して暮らすことができることを目指している。
72	家庭的保育（保育ママ）	家庭的な雰囲気なもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細やかに行う保育。
	居宅訪問型保育	障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で行う保育。
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを預かる保育。
100	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを取り除く意味で、段差等の除去をいうことが多い。ここでは、子育てをしている人の社会参加を困難にしている制度的、文化・情動的、意識上の障壁等を除去する意味で用いられるが、障がい・能力等を問わず、すべての人が利用することができるユニバーサルデザインを目指す意味も含むものとする。



---

第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度)

発行 令和2年3月  
企画・編集 二宮町 健康福祉部 子育て・健康課  
〒259-0196  
神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地  
TEL 0463-71-5862 (子育て支援班)  
<http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp>

---